

第2次高岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 【改訂版】



2023（令和5）年3月

高 岡 市

第1章 はじめに

1. 1	計画改定の趣旨	1
1. 2	計画の位置づけ	2
1. 3	対象地域	3
1. 4	対象廃棄物	3
1. 5	計画の期間	3
1. 6	将来指標（計画人口）	3

第2章 本市の地域概況

2. 1	位置	4
2. 2	人口・世帯数	5
2. 3	産業	9
2. 4	土地利用の状況	13
2. 5	将来計画	14

第3章 ごみ処理の現状

3. 1	ごみ排出量の推移	22
3. 2	ごみ処理・処分の状況	26
3. 3	ごみの減量化・資源化の取り組み状況	28
3. 4	収集・運搬の状況	29
3. 5	処理・処分施設	31
3. 6	ごみの組成	33
3. 7	ごみ処理経費の状況	38
3. 8	循環型社会形成に向けての進捗状況	39
3. 9	課題の整理	53

第4章 ごみ処理基本計画

4. 1	計画の基本理念	55
4. 2	基本方針	57
4. 3	計画の目標（数値目標）の設定	58
4. 4	基本方針に基づく施策の展開	63

第1章 はじめに

1.1 計画改定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」ことが定められています。

高岡市（以下、「本市」という。）では、2018（平成30）年3月に「第2次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、基本理念である「もったいないの心で築く循環型都市・たかおか」の実現に向け、「発生源からはじめるごみ減量の推進」、「多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進」、「環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進」、「計画の実現に向けた体制整備」の基本方針のもと、様々な取り組みを進めてまいりました。

本計画策定から今年度末で5年が経過し、この間、国では2018（平成30）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定、同年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行するなど、循環型社会形成に向けた取り組みを加速させています。富山県においても、2021（令和3）年3月に「第4期富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」が策定され、資源効率性の高い社会の構築や、デジタル技術や再生可能エネルギーを活用し廃棄物が資源として可能な限り再循環し続けるより高度な循環型社会の形成等を目指すとしています。

また、2021（令和3）年4月には、国は、2030（令和12）年度において、温室効果ガスの2013（平成25）年度比46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、同年6月に「2050（令和32年）年カーボンニュートラル」を基本理念として法律に位置付けた「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）の一部を改正する法律」を公布しました。同年10月には地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が改定され、地球温暖化対策の基本的考え方の一つとして環境・経済・社会の統合的向上の考え方が示され、その中で3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行が位置付けられました。

さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日常的なマスクの使用や事業活動へのテレワークの導入等によりワーク・ライフスタイルともに大きな変化が生じるなど、廃棄物を取り巻く社会情勢も大きく変化してきています。

このような状況のなか、施策の実施状況等を踏まえ、市民・事業者・市の三者の連携によるより良いごみ処理行政の推進のため、本計画を見直すものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、本市の廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市の行政区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

「高岡市総合計画」や「高岡市環境基本計画」、「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」等の内容と整合性を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整にも努めるものとします。

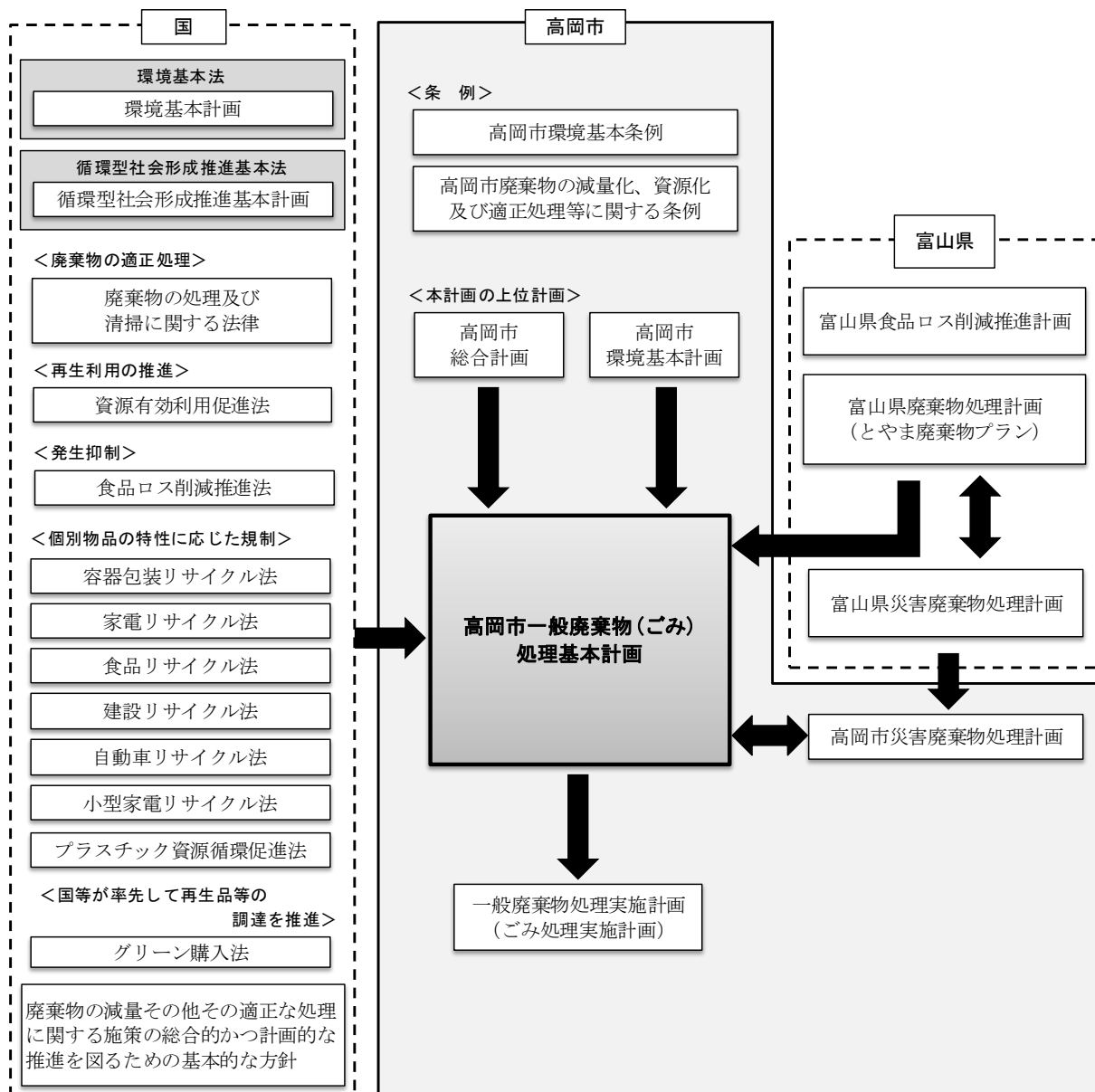


図1-2-1 本計画の位置づけ

1.3 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

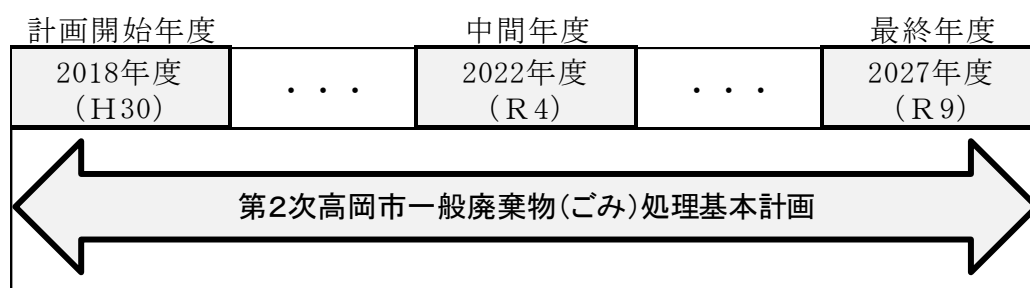
1.4 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、市内で排出される一般廃棄物（ごみ）で、産業廃棄物は除きます。

1.5 計画の期間

計画期間は2018（平成30）年度から2027年（令和9）度までの10年間とします。

目標年度は、2027年（令和9）度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策の方向づけを行います。なお、今後の社会経済情勢の変化、廃棄物処理法、その他の制度改正等で、計画期間内にあっても、必要に応じて見直しを行うこととします。



1.6 将来指標（計画人口）

本計画の人口は、各年度3月末日時点の住民基本台帳人口とし、計画人口の見込みは、高岡市総合計画の将来人口の増減率に基づくものとします。

各目標年度の計画人口は、減少していくことが見込まれています。

表1-6-1 将来指標（計画人口）

出典	実績	各目標年度における計画人口	
		中間年度	目標年度
	2020年度 (R2)	2022年度 (R4)	2027年度 (R9)
本計画	168,390	166,218	160,711
出典：住民基本台帳人口 (各年度3月末日時点)	(100)	(98.71)	(95.44)
高岡市総合計画	167,804	165,632	160,158
	(100)	(98.71)	(95.44)

注記1）将来見込み人口は、高岡市総合計画に示された人口から推定したもの。高岡市総合計画の人口推計は5年毎（2020年度、2025年度、2030年度）の推計値のため、年度間の人口は内挿により求めた。

注記2）詳細な内容は、P.21に示す「表2-5-4. 将来人口のフレーム」を参照のこと。

第2章 本市の地域概況

2.1 位置

本市は富山県の北西部に位置し、北は氷見市、南は砺波市、東は射水市、北西は石川県羽咋郡宝達志水町・河北郡津幡町、南西は小矢部市に接しています。

市域は東西約24.5km、南北約19.2km、面積は209.57km²であり、富山県の面積の約5%を占めています。

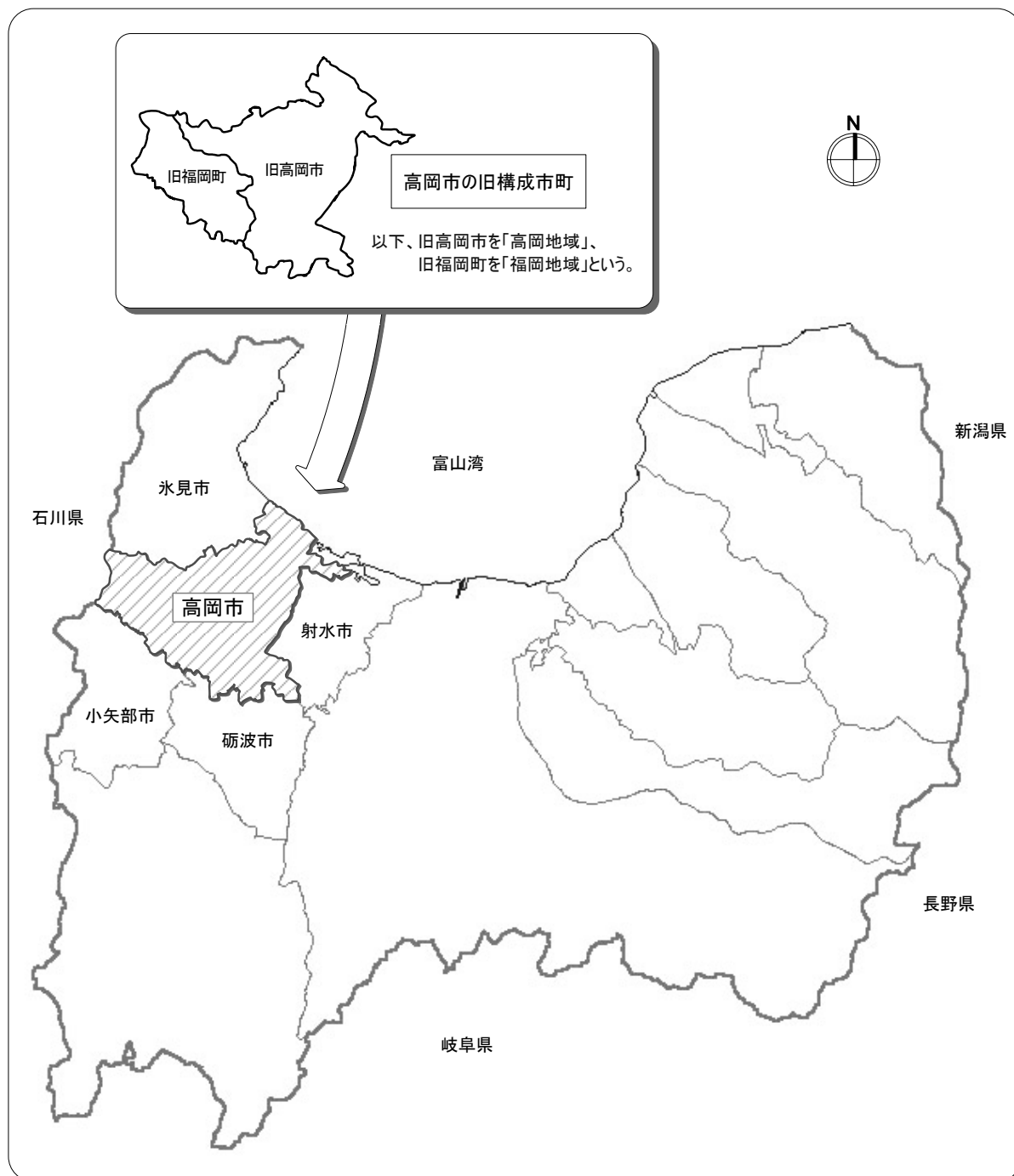


図2-1-1 位置図

2.2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数・1世帯当たりの人数

2020（令和2）年の国勢調査によると、本市の総人口は166,393人で、富山県人口の16.1%を占めています。総世帯数は65,586世帯、1世帯当たりの人数は2.54人となっています。

40年前（1980（昭和55）年）の人口、世帯数、1世帯当たりの人数をそれぞれ「100」としたときの増減推移をみると、本市の人口は、1985（昭和60）年及び1990（平成2）年の「101」をピークに減少し、2020（令和2）年時点では「89」となっています。

世帯数は増え続けており、2020（令和2）年時点では「134」となっています。その一方で、1世帯当たりの人数は減り続けており、2020（令和2）年時点では「66」となっています。

このようなことから、単独世帯や核家族化が進んでいると考えられます。

表2-2-1 過去40年間の人口、世帯数、1世帯当たりの人数の推移

人口	人口（人）			1980（S55）年を[100]としたときの各年の増減指数		
	高岡市	富山県	全国	高岡市	富山県	全国
1980（S55）年	186,900	1,103,459	117,060,396	100	100	100
1985（S60）年	188,006	1,118,369	121,048,923	101	101	103
1990（H2）年	187,869	1,120,161	123,611,167	101	102	106
1995（H7）年	186,827	1,123,125	125,570,246	100	102	107
2000（H12）年	185,682	1,120,851	126,925,843	99	102	108
2005（H17）年	181,229	1,111,729	127,767,994	97	101	109
2010（H22）年	176,061	1,093,247	128,057,352	94	99	109
2015（H27）年	172,125	1,066,328	127,094,745	92	97	109
2020（R2）年	166,393	1,034,814	126,146,099	89	94	108

世帯数	世帯数（世帯）			1980（S55）年を[100]としたときの各年の増減指数		
	高岡市	富山県	全国	高岡市	富山県	全国
1980（S55）年	48,981	291,388	36,015,026	100	100	100
1985（S60）年	50,080	300,526	38,133,297	102	103	106
1990（H2）年	52,631	314,602	41,035,777	107	108	114
1995（H7）年	55,882	337,290	44,107,856	114	116	122
2000（H12）年	59,083	357,574	47,062,743	121	123	131
2005（H17）年	60,426	371,815	49,566,305	123	128	138
2010（H22）年	61,992	383,439	51,950,504	127	132	144
2015（H27）年	63,814	391,171	53,448,685	130	134	148
2020（R2）年	65,586	403,989	55,830,154	134	139	155

1世帯人数	1世帯人数（人）			1980（S55）年を[100]としたときの各年の増減指数		
	高岡市	富山県	全国	高岡市	富山県	全国
1980（S55）年	3.82	3.79	3.25	100	100	100
1985（S60）年	3.75	3.72	3.17	98	98	98
1990（H2）年	3.57	3.56	3.01	93	94	93
1995（H7）年	3.34	3.33	2.85	87	88	88
2000（H12）年	3.14	3.13	2.70	82	83	83
2005（H17）年	3.00	2.99	2.58	79	79	79
2010（H22）年	2.84	2.85	2.46	74	75	76
2015（H27）年	2.70	2.73	2.38	71	72	73
2020（R2）年	2.54	2.56	2.26	66	68	70

出典：総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他（各年10月1日）

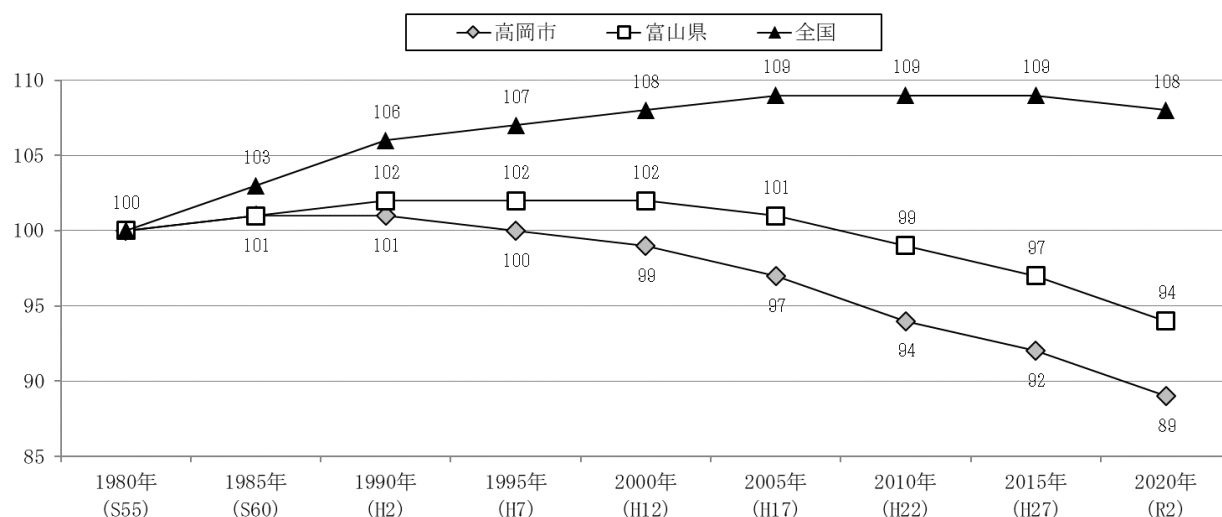


図2-2-1 1980（昭和55）年を「100」としたときの各年の増減指数の推移 【人口】

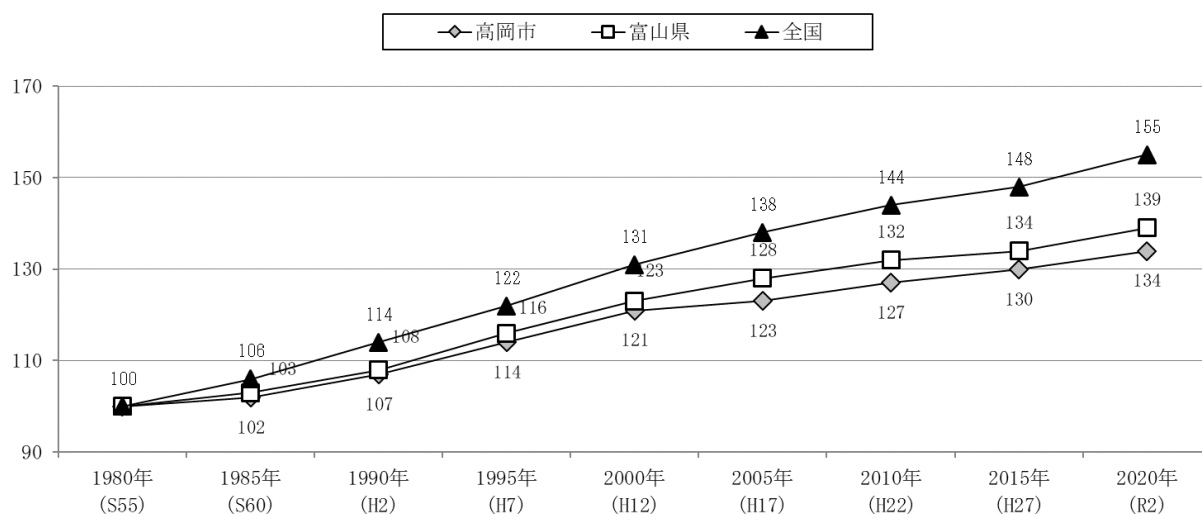


図2-2-2 1980（昭和55）年を「100」としたときの各年の増減指数の推移 【世帯数】

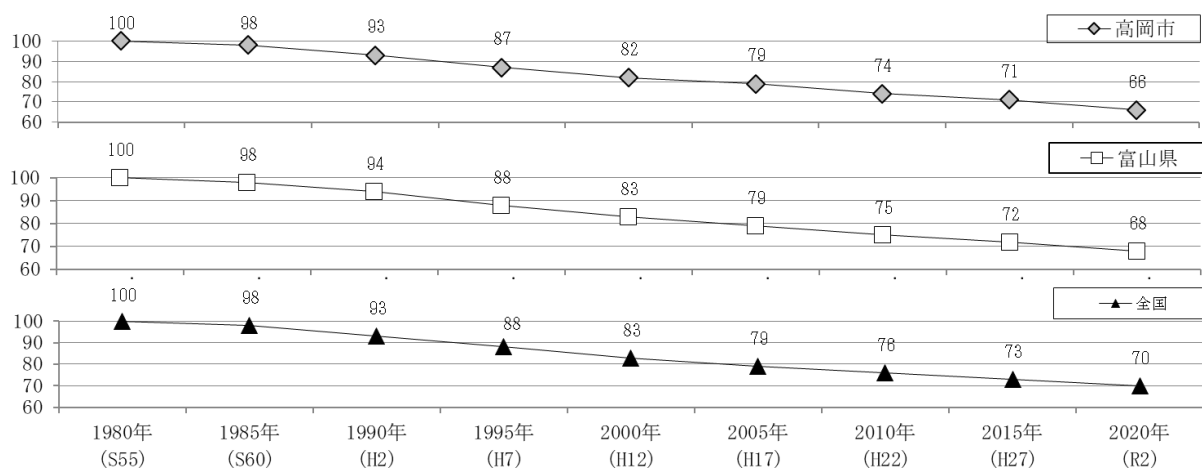


図2-2-3 1980（昭和55）年を「100」としたときの各年の増減指数の推移
【1世帯当たりの人数】

(2) 年齢3区分別人口の割合

2020（令和2）年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口割合は、年少人口（15歳未満）10.5%、生産年齢人口（15～64歳）55.4%、老年人口（65歳以上）34.1%となっています。

過去40年間の推移から、本市では年少人口の減少と老年人口の増加が著しいことから、少子・高齢化が着実に進んでいると考えられます。

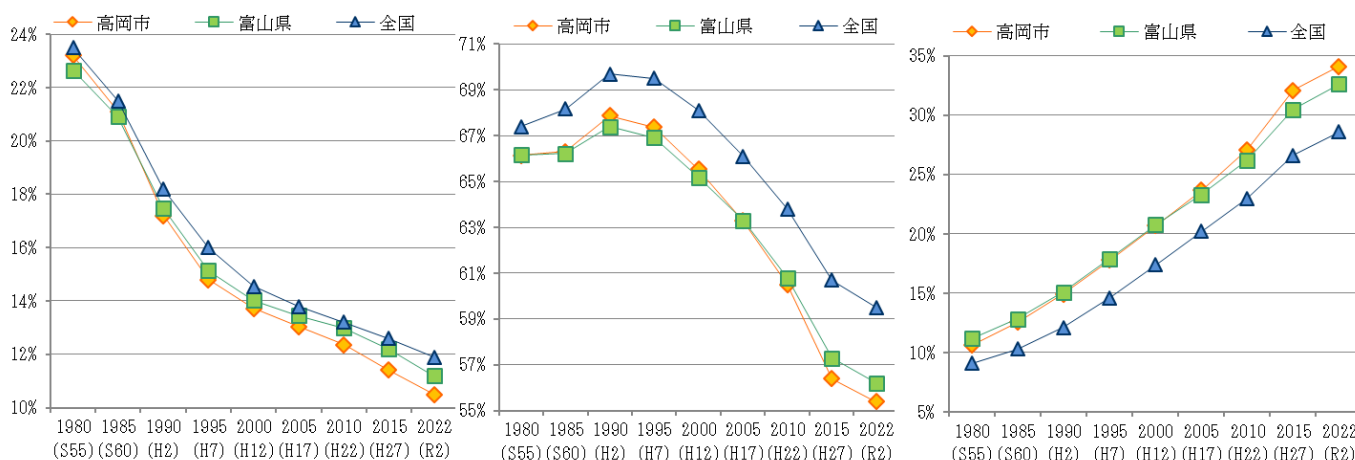
また、本市の少子・高齢化は、全国平均、富山県平均よりも早く進んでいると考えられます。

表2-2-2 過去40年間の年齢3区分別人口割合の推移

人口	高岡市			富山県			全国		
	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
1980 (S55) 年	23.2%	66.1%	10.6%	22.7%	66.2%	11.2%	23.5%	67.4%	9.1%
1985 (S60) 年	21.1%	66.3%	12.6%	20.9%	66.2%	12.8%	21.5%	68.2%	10.3%
1990 (H2) 年	17.2%	67.9%	14.9%	17.5%	67.4%	15.1%	18.2%	69.7%	12.1%
1995 (H7) 年	14.8%	67.4%	17.8%	15.1%	66.9%	17.9%	16.0%	69.5%	14.6%
2000 (H12) 年	13.7%	65.5%	20.7%	14.0%	65.2%	20.8%	14.6%	68.1%	17.4%
2005 (H17) 年	13.0%	63.3%	23.7%	13.5%	63.3%	23.3%	13.8%	66.1%	20.2%
2010 (H22) 年	12.4%	60.5%	27.1%	13.0%	60.8%	26.2%	13.2%	63.8%	23.0%
2015 (H27) 年	11.4%	56.4%	32.1%	12.2%	57.3%	30.5%	12.6%	60.7%	26.6%
2020 (R2) 年	10.5%	55.4%	34.1%	11.2%	56.2%	32.6%	11.9%	59.5%	28.6%

出典：総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他（各年10月1日）

注記）記載データをそのまま抜粋しているため、合計値が一致しない場合がある。



【年少人口(15歳未満)】 【生産年齢人口(15～64歳)】 【老年人口(65歳以上)】

図2-2-4 過去40年間の年齢3区分別人口割合の推移

(3) 世帯の家族構成の割合

2020（令和2）年の国勢調査によると、本市の世帯の家族構成割合は、核家族世帯（夫婦のみの世帯）19.8%、核家族世帯（親子世帯）33.7%、単独世帯30.6%、その他親族世帯15.2%、その他0.6%となり、単独世帯・核家族世帯が全体の8割以上を占めています。

一方、全国平均の単独世帯・核家族世帯では、単独世帯・核家族世帯が全体の9割以上を占めており、本市の単独世帯・核家族化は、全国平均よりも緩やかなペースで進んでいると考えられます。

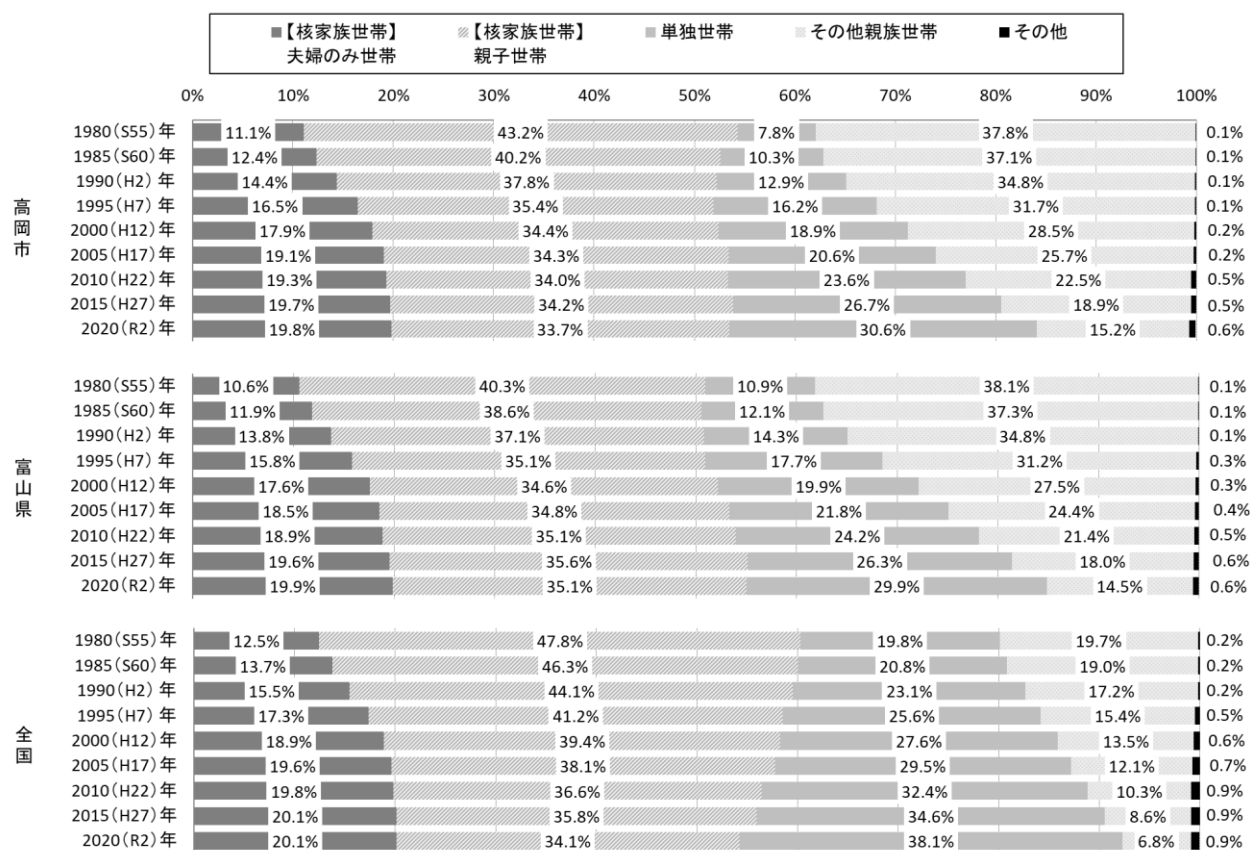


図2-2-5 過去40年間の世帯の家族構成割合の推移

出典：総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他（各年10月1日）

注記）記載データをそのまま抜粋しているため、合計値が一致しない場合がある。

(4) 人口密度

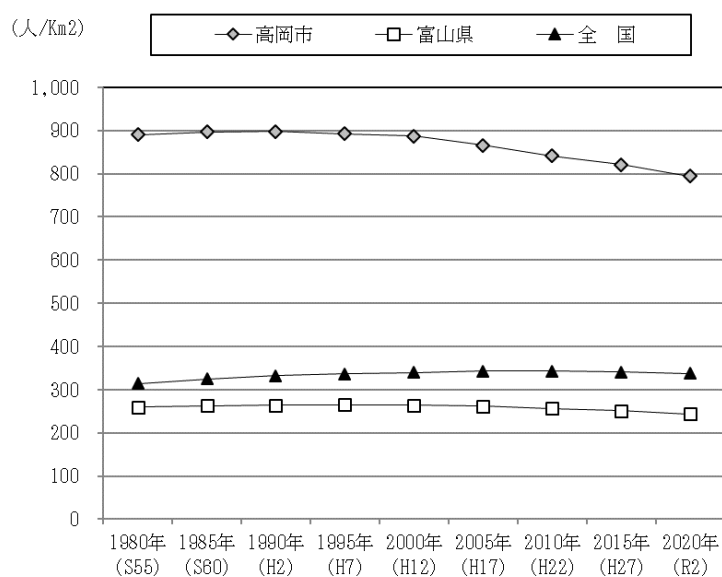
本市の人口密度は794人／km²であり、富山県平均の244人／km²や全国平均の338人／km²と比べ、それぞれ3.3倍、2.3倍の人口密度となっています。

表2-2-3 人口密度

年度	高岡市 (人/km ²)	富山県 (人/km ²)	全 国 (人/km ²)
1980年 (S55)	891	260	314
1985年 (S60)	897	263	325
1990年 (H2)	898	264	332
1995年 (H7)	893	265	337
2000年 (H12)	887	264	340
2005年 (H17)	866	262	343
2010年 (H22)	841	257	343
2015年 (H27年)	821	251	341
2020年 (R2年)	794	244	338

2020年 (R2年)	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
高岡市	166,393	209.57	794.0
備 考	国勢調査 R2.10.01	国勢調査 R2.10.01	人口/面積 (計算値)

<人口密度の推移>



出典：総務省統計局ホームページの国勢調査結果の時系列データ他（各年10月1日）

2.3 産業

(1) 産業大分類別事業所数

2021（令和3）年経済センサス活動調査結果では、本市の事業所数は8,607事業所であり、富山県内の事業所総数48,420事業所の17.8%を占めています。三大分類別事業所数の構成比では、第一次産業0.9%、第二次産業21.4%、第三次産業77.7%となり、第三次産業の割合が最も高くなっています。

産業別の傾向では、「第一次産業」2021（令和3）年事業所数は2012（平成24）年と比べ、約1.9倍増えています。「第二次産業」事業所数は減り続け、2012（平成24）年比84.9%（326減）となっています。「第三次産業」事業所数は減少傾向にあり、2012（平成24）年比91.3%（634減）となっています。一方、市内の事業所総数は減少傾向となっているため、構成比は増加傾向にあります。

表2-3-1 産業大分類別事業所数の推移

産業大分類	高岡市				富山県
	2012年 (H24)	2014年 (H26)	2016年 (H28)	2021年 (R3)	2021年 (R3)
総数	9,530	9,708	9,250	8,607	48,420
第一次産業	43	52	50	80	810
農 業	40	48	47	80	810
林 業	1	2	1		
漁 業	2	2	2		
第二次産業	2,164	2,064	2,034	1,838	10,110
鉱 業	4	5	6	6	34
建設業	890	856	844	810	5,393
製造業	1,270	1,203	1,184	1,022	4,683
第三次産業	7,323	7,592	7,166	6,689	37,500
電気・ガス・熱供給・水道業	3	9	6	16	74
情報通信業	65	55	56	68	437
運輸業・郵便業	152	155	151	147	1,059
卸売業・小売業	2,733	2,669	2,563	2,313	12,032
飲食店・宿泊業	1,036	1,099	1,051	847	4,754
金融業・保険業	196	203	187	174	948
不動産業	390	369	347	385	2,093
学術研究・専門・技術サービス業	320	334	331	317	1,900
生活関連サービス業・娯楽業	885	907	892	851	4,373
医療・福祉	549	632	604	638	3,694
教育・学習支援業	246	344	256	249	1,557
複合サービス事業	69	71	70	72	407
サービス業(他に分類されないもの)	679	672	652	612	4,172
公 務	-	73	-	-	-

産業大分類	高岡市				富山県
	2012年 (H24)	2014年 (H26)	2016年 (H28)	2021年 (R3)	2021年 (R3)
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第一次産業	0.5%	0.5%	0.5%	0.9%	1.7%
農 業	0.4%	0.5%	0.5%	0.9%	1.7%
林 業	0.0%	0.0%	0.0%		
漁 業	0.0%	0.0%	0.0%		
第二次産業	22.7%	21.3%	22.0%	21.4%	20.9%
鉱 業	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
建設業	9.3%	8.8%	9.1%	9.4%	11.1%
製造業	13.3%	12.4%	12.8%	11.9%	9.7%
第三次産業	76.8%	78.2%	77.5%	77.7%	77.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
情報通信業	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	0.9%
運輸業・郵便業	1.6%	1.6%	1.6%	1.7%	2.2%
卸売・小売業	28.7%	27.5%	27.7%	26.9%	24.8%
飲食店・宿泊業	10.9%	11.3%	11.4%	9.8%	9.8%
金融・保険業	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
不動産業	4.1%	3.8%	3.8%	4.5%	4.3%
学術研究・専門・技術サービス業	3.4%	3.4%	3.6%	3.7%	3.9%
生活関連サービス業・娯楽業	9.3%	9.3%	9.6%	9.9%	9.0%
医療・福祉	5.8%	6.5%	6.5%	7.4%	7.6%
教育・学習支援業	2.6%	3.5%	2.8%	2.9%	3.2%
複合サービス事業	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
サービス業(他に分類されないもの)	7.1%	6.9%	7.0%	7.1%	8.6%
公 務	-	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%

出典：総務省統計局「平成18年事業所・企業統計調査」、「平成21年経済センサス-基礎調査」、「平成24年経済センサス-活動調査」、「平成26年経済センサス-基礎調査」2006（平成18）年は10月1日、2009（平成21）年～2014（平成26）年は7月1日、「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和3年経済センサス-活動調査（速報）」

(2) 産業大分類別従業者数

2021（令和3）年経済センサス活動調査結果では、本市の従業者数は80,940人であり、富山県内の就業者総数503,317人の16.1%を占めています。三大分類別従業者数の構成比では、第一次産業1.4%、第二次産業29.5%、第三次産業69.1%となり、第三次産業の割合が最も高くなっています。

産業別の傾向では、「第一次産業」2021（令和3）年従業員者数は2012（平成24）年と比べ、約2.0倍（596増）に増えています。「第二次産業」従業員者数は減り続け、2012（平成24）年比90.0%（2,643減）となっています。「第三次産業」従業員者数は増加傾向にあり、2012（平成24）年比100.8%（427増）となっています。

表2-3-2 産業大分類別従業者数と構成割合の推移

産業大分類別従業者数					
産業大分類	高岡市				富山県
	2012年 (H24)	2014年 (H26)	2016年 (H28)	2021年 (R3)	2021年 (R3)
総数	82,560	86,847	80,696	80,940	503,317
第一次産業	575	743	723	1,171	12,027
農 業	519	612	668	1,171	12,027
林 業	30	98	24		
漁 業	26	33	31		
第二次産業	26,508	24,309	25,122	23,865	169,070
鉱 業	35	39	42	32	198
建設業	6,188	6,034	5,835	5,779	38,901
製造業	20,285	18,236	19,245	18,054	129,971
第三次産業	55,477	61,795	54,851	55,904	322,220
電気・ガス・熱供給・水道業	216	373	223	159	3,895
情報通信業	502	533	531	592	7,639
運輸業・郵便業	3,473	3,393	3,211	3,041	22,981
卸売・小売業	18,236	18,539	17,655	17,602	89,712
飲食店・宿泊業	7,023	7,200	7,146	5,640	33,100
金融・保険業	2,374	2,469	2,255	1,945	12,347
不動産業	1,243	1,174	1,106	1,342	8,363
学術研究・専門・技術サービス業	1,867	2,044	1,812	1,815	11,255
生活関連サービス業、娯楽業	3,907	3,917	3,642	3,206	17,727
医療・福祉	9,543	11,380	9,993	11,087	60,462
教育、学習支援業	1,497	3,729	1,544	1,809	13,916
複合サービス事業	517	489	445	405	4,747
サービス業(他に分類されないもの)	5,079	4,611	5,288	7,261	36,076
公 務	-	1,944	-	-	-

高岡市						富山県
産業大分類	高岡市				富山県	
	2012年 (H24)	2014年 (H26)	2016年 (H28)	2021年 (R3)	2021年 (R3)	
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
第一次産業	0.7%	0.9%	0.9%	1.4%	2.4%	
農 業	0.6%	0.7%	0.8%	1.4%	2.4%	
林 業	0.0%	0.1%	0.0%			
漁 業	0.0%	0.0%	0.0%			
第二次産業	32.1%	28.0%	31.1%	29.5%	33.6%	
鉱 業	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	
建設業	7.5%	6.9%	7.2%	7.1%	7.7%	
製造業	24.6%	21.0%	23.8%	22.3%	25.8%	
第三次産業	67.2%	71.2%	68.0%	69.1%	64.0%	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.8%	
情報通信業	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	1.5%	
運輸業・郵便業	4.2%	3.9%	4.0%	3.8%	4.6%	
卸売・小売業	22.1%	21.3%	21.9%	21.7%	17.8%	
飲食店・宿泊業	8.5%	8.3%	8.9%	7.0%	6.6%	
金融・保険業	2.9%	2.8%	2.8%	2.4%	2.5%	
不動産業	1.5%	1.4%	1.4%	1.7%	1.7%	
学術研究・専門・技術サービス業	2.3%	2.4%	2.2%	2.2%	2.2%	
生活関連サービス業、娯楽業	4.7%	4.5%	4.5%	4.0%	3.5%	
医療・福祉	11.6%	13.1%	12.4%	13.7%	12.0%	
教育、学習支援業	1.8%	4.3%	1.9%	2.2%	2.8%	
複合サービス事業	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.9%	
サービス業(他に分類されないもの)	6.2%	5.3%	6.6%	9.0%	7.2%	
公 務	-	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	

出典：総務省統計局「平成18年事業所・企業統計調査」、「平成21年経済センサス-基礎調査」、「平成24年経済センサス-活動調査」、「平成26年経済センサス-基礎調査」2006（平成18）年は10月1日、2009（平成21）年～2014（平成26）年は7月1日、「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和3年経済センサス-活動調査（速報）」

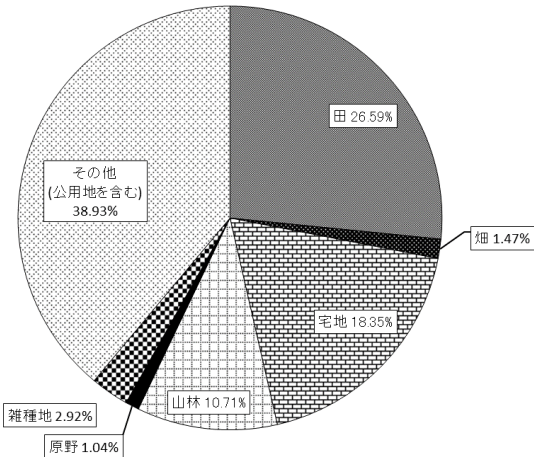
2.4 土地利用の状況

(1) 地目別土地面積

本市の地目別土地面積は、「田」が26.59%を占め、「宅地」の18.35%、「山林」の10.71%が続いています。

表2-4-1 地目別民有地面積

地目別	面積(km2)	構成比率
田	55.73	26.59%
畑	3.09	1.47%
宅地	38.45	18.35%
山林	22.44	10.71%
原野	2.17	1.04%
雑種地	6.11	2.92%
その他 (公用地を含む)	81.58	38.93%
合計	209.57	100.00%



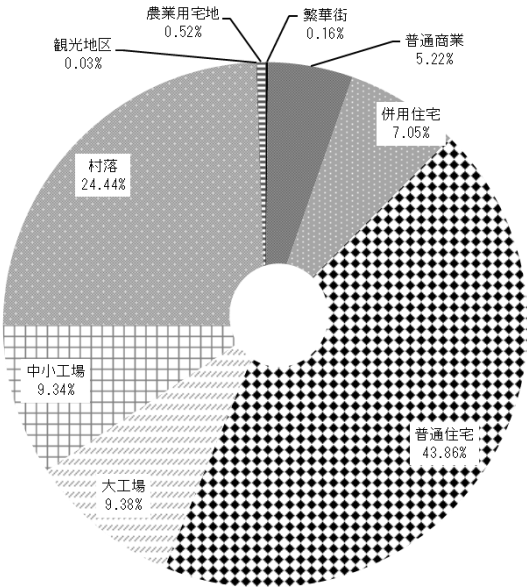
出典：高岡市総務部資産税課資料2023（令和4）年1月1日現在
注記）表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある

(2) 宅地の業態地区別面積

本市の宅地の業態地区別面積は、普通住宅地区の43.86 %が最も高く、次いで村落地区の24.44%が続いています。

表2-4-2 宅地の業態地区別面積

業態地区別		面積(km ²)	構成比率
商業地区	繁華街	0.055	0.16%
	普通商業地区	1.832	5.22%
	総数	1.887	5.38%
住宅地区	併用住宅	2.471	7.05%
	普通住宅地区	15.381	43.86%
	総数	17.852	50.90%
工業地区	大工場地区	3.289	9.38%
	中小工場地区	3.275	9.34%
	総数	6.564	18.72%
村落地区		8.572	24.44%
観光地区		0.012	0.03%
農業用施設の用に供する宅地		0.184	0.53%
総面積		35.071	100.00%



出典：高岡市総務部資産税課資料2023（令和4）年1月1日現在
注記）表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある

2.5 将来計画

(1) 高岡市総合計画 第4次基本計画

1) 計画の大綱

高岡市総合計画 第4次基本計画における大綱を表2-5-1に示します。



表2-5-1 高岡市総合計画 第4次基本計画の大綱

めざすまちの姿		施策
地域産業	1 ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している	①新たな事業活動の創出 ②地域産業の競争力強化 ③産業基盤の整備・企業立地の推進 ④中小・小規模企業の経営基盤強化 ⑤雇用・勤労者福祉の充実
	2 水・緑・食が豊かで暮らしにうおいがある	①農業の持続的発展 ②農山村の振興 ③林業の振興 ④水産業の振興
歴史・文化	3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている	①文化財の保存・活用 ②歴史的風致の保全・活用
	4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている	①地域に根ざした創造的な芸術・文化活動の育成
交流・観光	5 高岡の魅力を積極的に発信し、たくさんの人が訪れるようになっている	①観光資源の発掘と保存・活用 ②広域観光の推進 ③イメージアップ・誘致活動の強化 ④国内・国外交流の推進 ⑤インバウンドの推進
	6 生活の利便性が向上し、市街地に人が行き交いにぎわっている	①商業・サービス業の振興 ②中心市街地活性化の推進 ③市街地の整備 ④住宅・宅地の整備 ⑤良好な都市景観の創出
	7 交通ネットワークを活かし、県西部の中核的役割を果たしている	①高岡駅・新高岡駅の周辺整備 ②高速道路網・幹線道路網・地域公共交通体系の整備 ③港湾の整備・活用 ④広域連携の推進

子育て・教育	8 安心と希望、ゆとりを持って子育てを楽しんでいる	①教育・保育の一体的提供の推進とサービスの充実 ②新たな子育て情報提供システムの構築 ③安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実 ④地域の子育て力の応援
	9 教育を通じて個性を磨き、生きる力を高め合っている	①確かな学力・豊かな心・健やかな体をはぐくむ教育の推進 ②地域に開かれた特色ある教育活動の充実 ③教育効果を高める教育環境の充実 ④高等学校・高等教育機関の充実・連携
	10 いくつになっても興味のあることを気軽に学んでいる	①ライフステージに応じた生涯学習の振興 ②未来を担う世代の育成と若者が主体となるまちづくりの推進
	11 いつでも気軽にスポーツを楽しんでいる	①生涯スポーツ活動の充実 ②スポーツ施設の充実と効率的な活用
安全・安心	12 誰もが生き生きと自立して暮らしている	①地域福祉の推進 ②障がい者（児）福祉・自立支援対策の充実 ③高齢者福祉の充実
	13 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる	①生涯を通じた健康づくりの推進 ②医療体制・医療制度の充実
	14 地域の人々の手で環境が守られている	①環境保全意識の高揚 ②環境保全対策の充実 ③ごみの減量化・資源化の推進
	15 安全で快適な生活を送っている	①防災対策の充実 ②消防・救急・救助体制の充実 ③道路整備、交通安全・防犯対策の充実 ④緑化の推進と保全 ⑤河川・海岸の保全・整備 ⑥雪対策の充実 ⑦上・下水道の整備 ⑧消費生活の向上
	16 その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている	①市民が主役の地域づくりへの支援 ②多文化共生社会の推進 ③男女平等・共同参画社会の実現 ④平和な地域社会の形成
	17 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる	①市民に開かれた市政の推進 ②高度情報化の推進 ③簡素で効率的な行財政の推進

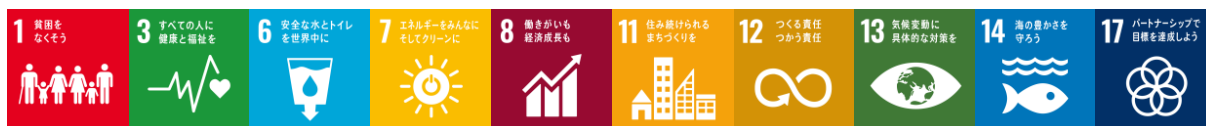
2) 本計画に関連する主要施策（抜粋）

高岡市総合計画 第4次基本計画に基づく主要施策のうち、本計画に関連する主要施策の内容を抜粋したものを表2-5-2に示します。

表2-5-2 本計画に関連する主要施策の内容

めざす まちの姿	施策	施策の展開	主な事業
地域の 人々の 手で 環境が 守られ ている	環境 保全 意識 の高 揚	環境共生の推進 ●地球環境にも配慮した持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現を目指し、高岡の水と緑豊かな自然を守り育て、自然との共生を図ります。	・カーボンニュートラルの実現に向けた検討、実施
		カーボンニュートラル実現に向けた取り組み ●資源や廃棄物のリサイクル、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの活用などを着実に推進し、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて取り組みます。	
		環境保全意識の高揚 ●市民、事業者、行政がそれぞれ環境問題に対する理解と認識を深め、自らの手で環境を保全しようとする意識を醸成することにより、自然保護と環境保全意識の高揚を図ります。	
		環境学習の充実 ●地球規模の環境問題に対しても、市民自らが主体的に考え、取り組んでいくことができるよう、環境教室や啓発イベントの開催、パンフレットの配布などの普及啓発や情報提供、こどもエコクラブの支援を行うことで、環境に対する意識・行動改革の推進を図ります。	
	環境 保全 対策 の充 実	環境保全対策の充実 ●公害関係法令、公害防止条例等に基づき、大気、水質、騒音、振動、悪臭、地下水等についての現況把握と、主な発生源となる公害防止協定を締結している企業やその他の工場、事業所の監視・指導体制の充実に努めます。 ●カラス被害について、追い払いや捕獲など効果的な対策を講じるように努めます。	・大気、水質、騒音等の環境監視及びカラス被害対策の実施
		市民の手による美しいまちづくり運動の推進 ●「高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市が指定する美化重点地区市民の自主的な美化活動に対する支援や普及・啓発活動に努めます。 ●地元・地域による小規模単位で行う環境美化活動の推進に努めます。 ●海岸漂着ごみについては、地元自治会等が積極的な清掃活動を実施しており、海岸管理者と連携して、今後とも海岸美化活動の促進に努めます。	・美しいまちづくり運動の推進

	ごみの減量化・資源化の推進	3R活動の推進 ●ごみに対する関心を高めるための環境教育や啓発活動を進めるとともに、市民・事業者がごみの分別や資源化適合物の再資源化等でごみの減量に自主的に取り組めるよう、支援や情報提供を行います。 ●経済性や効率性、環境負荷にも配慮したうえで、ごみの特質を活かすための分別やリサイクル方法を構築するとともに、市民・事業者における排出者責任を徹底し、品目別に資源化の推進を図ります。	・ごみ減量化、資源化の推進 ・循環型社会づくり推進に向けた啓発活動
		環境への負荷が少ない処理体制の推進 ●事業者の協力を得ながら、より効果的な処理体制を検討します。 ●高齢者等への配慮を念頭に置きつつ、効率的な収集体制となるよう見直します。 ●災害廃棄物の発生時には、迅速適正な対応を図ります。 ●高岡広域エコ・クリーンセンターにおいては、今後とも発生する熱エネルギーを回収し、電気エネルギーとして有効利用に努め、余剰電気は電力会社を通じて売電するとともに、施設周辺の自然環境との調和を図ります。	・ごみの適正な収集運搬、処理



※主要施策（抜粋）と関連するSDGsの目標

(2) 高岡市環境基本計画

1) 計画の大綱

本市の目指す環境都市像と実現に向けた取り組みのイメージを図2-5-1に示します。

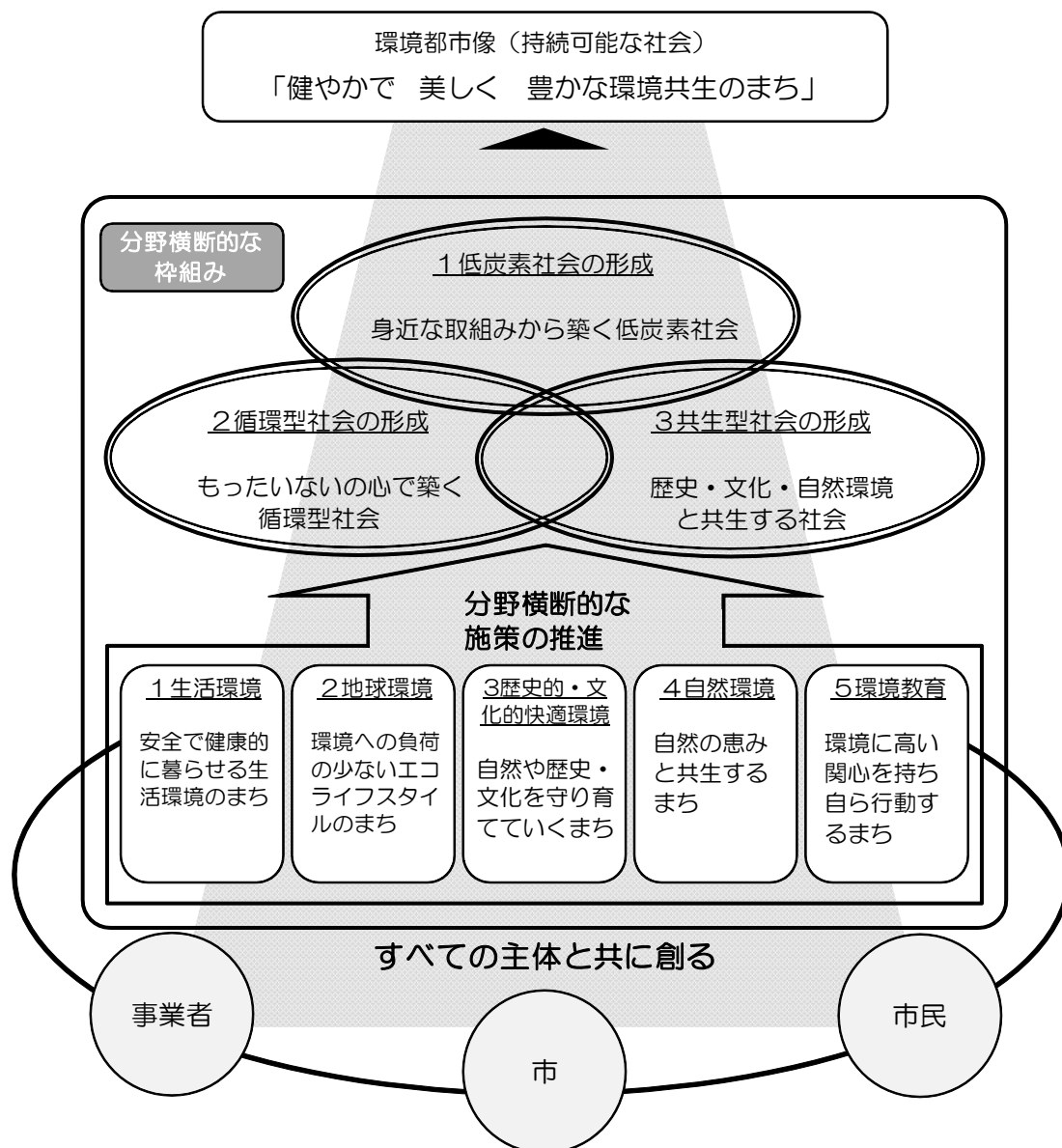


図2-5-1 目指す環境都市像の実現に向けた取り組みのイメージ

2) 本計画に関連する主要施策（抜粋）

高岡市環境基本計画に基づく主要施策のうち、本計画に関連する主要施策の内容を抜粋したものを表2-5-3に示します。

表2-5-3 本計画に関連する主要施策の内容

(1/2)

目標	施策	施策の方向及び環境配慮指針
環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち（地球環境）	循環型まちづくりの推進	① 資源効率化・3Rの推進 Reduce リデュース ごみの発生抑制 Reuse リユース 再使用 Recycle リサイクル 資源の再生利用 ・「もったいないの心」から、余分なものを買わない、まだ使えるものは繰り返し使うなど、ごみをなるべく出さないエコライフを啓発します。 ・効率的かつ安定的なごみ処理事業の運営を図ります。 ・経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの性状に応じた分別やリサイクル方法を構築するとともに、事業者における排出者責任を徹底し、品目別の資源化の推進を図ります。 ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通して、小型家電リサイクルの推進を図ります。 ・古紙類などの資源再生品の自主回収団体の拡充を図ります。 ・家畜排せつ物やもみ殻などから製造された良質なバイオマス肥料の利用を促進します。 ・バイオマスの利活用を普及するための啓発事業を行います。
		② 食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進 ・「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、食品ロス・食品廃棄物削減を推進します。 ・市民団体や事業者と連携して「3010運動」など食品ロスの削減を推進します。
		③ 廃棄物エネルギーの有効利用 ・バイオマスや廃棄物などからのエネルギーの有効利用を促進します。 ・高岡広域エコ・クリーンセンターにおいては、発生する熱エネルギーを回収し、電気エネルギーとして有効利用に努め、余剰電気は電力会社を通じて売電するとともに、施設周辺の自然環境との調和を図ります。
		④ 廃棄物適正処理の推進 ・廃棄物受入施設の維持管理を図ります。 ・広報紙やホームページ等を通じて、市民や事業者に対し、ごみの分別排出ルールの周知、徹底を図ります。 ・関係機関と連携して、ごみの排出者責任と適正処理の徹底を図ります。 ・パトロールを行い、資源物の持ち去りや不法投棄の防止に努めます。 ・し尿処理事業の安定的な運営に努めます。 ・災害廃棄物の発生時には、迅速適正な対応を図ります。

(2/2)

目標	施策	施策の方向及び環境配慮指針
環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち（地球環境）	循環型まちづくりの推進	① 事業者の取組み ・ 3 R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）を推進し、ごみの減量化・資源化・適正処理に努めます。 ・ 使用済み用紙の裏紙使用や事務用品の再利用を行います。 ・ 店頭回収ボックスを設置するなど、資源の自主回収・適正処理を進めます。 ・ 簡易包装や繰り返し使える商品などの生産・販売に努めます。 ・ リサイクルの方法など、分かりやすい商品表示の工夫に努めます。 ・ 再生紙など環境負荷の少ない製品の情報提供やPRに努めます。 ・ 「3010運動」などに協力し、食品ロスの削減に努めます。 ・ バイオマス肥料を利用するなど、減農薬・減化学肥料を用いた安全・安心な農産物の供給に努めます。 ・ 廃棄物を資源やエネルギーとして適切に活用します。 ・ 不法投棄はしません。 ② 市民の取組み ・ 3 R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）を推進し、ごみの減量化・資源化・適正処理に努めます。 ・ 「もったいないの心」から、余分なものを買わない、まだ使えるものは繰り返し使うなど、ごみをなるべく出さないエコライフに努めます。 ・ ごみとして出す前に、資源が混ざらないよう分別を徹底します。 ・ 生ごみの堆肥化などに努めます。 ・ 「3010運動」などに協力し、食品ロスの削減に努めます。 ・ 使い捨て商品の購入を控えるとともに、修理して長く使えるものを選びます。 ・ 地域のごみ集積場の維持管理に協力します。 ・ 地域での資源回収や分別収集に協力します。 ・ 不法投棄はしません。

3) 将来人口フレームの設定

本計画における人口は、各年度3月末日時点の住民基本台帳人口とし、将来人口の見込みは、高岡市総合計画の将来人口の増減率に基づくものとします。

以上のことから、本計画の将来人口のフレームは、表2-5-4及び図2-5-2のとおりとなります。

表2-5-4 将来人口のフレーム

項 目	本計画の人口		高岡市総合計画の人口	
	人口 ①	人口増減率 ②	人口 ③	人口増減率 ④
2015 (H27) 年度	174,492	—	172,125	—
2016 (H28) 年度	173,425	—	171,261	—
2017 (H29) 年度	172,542	—	170,397	—
2018 (H30) 年度	171,174	—	169,533	—
2019 (H31・R1) 年度	169,530	—	168,669	—
2020 (R2) 年度	168,390	100.00	167,804	100.00
2021 (R3) 年度	166,641	—	166,718	99.35
2022 (R4) 年度 (中間年度)	166,218	98.71	165,632	98.71
2023 (R5) 年度	165,039	98.01	164,546	98.01
2024 (R6) 年度	164,029	97.41	163,461	97.41
2025 (R7) 年度	162,951	96.77	162,376	96.77
2026 (R8) 年度	161,823	96.10	161,267	96.10
2027 (R9) 年度 (目標年度)	160,711	95.44	160,158	95.44
2028 (R10) 年度	159,600	94.78	159,049	94.78
2029 (R11) 年度	158,489	94.12	157,941	94.12
2030 (R12) 年度	157,377	93.46	156,833	93.46
備 考	「各年度3月末日時点の住民基本台帳人口」 ①の2020 (R2) ×②の各年度 ※2021 (R3) までは実績値。		2015 (H27)、2020 (R2)、2025 (R7)、2030 (R12) は「高岡市総合計画第4次基本計画(令和4年度～令和8年度)」の「人口の見通し(P.17)」の引用値。 その他の年度は内挿値	

出典：「高岡市総合計画第4次基本計画（令和4年度～令和8年度）」高岡市 基本計画 P.17

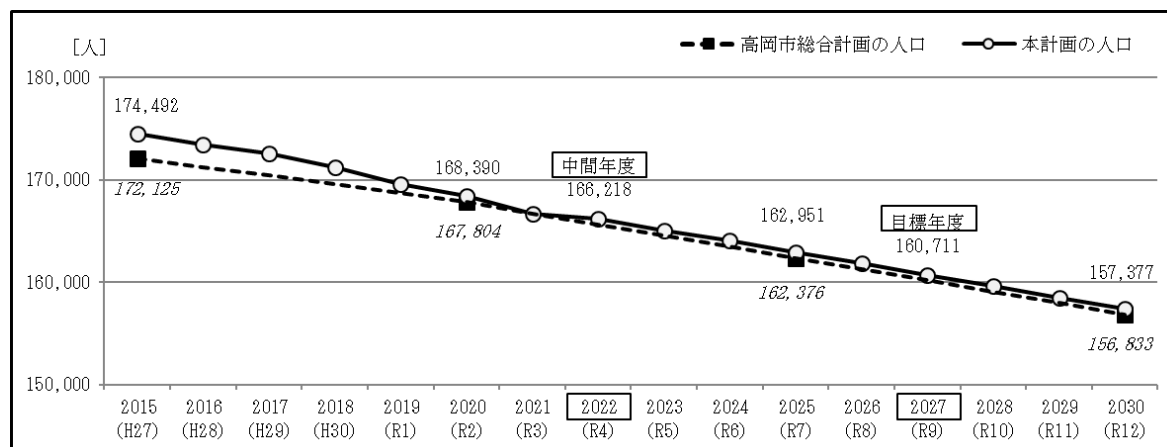


図2-5-2 高岡市総合計画と本計画の将来人口の推移

第3章 ごみ処理の現状

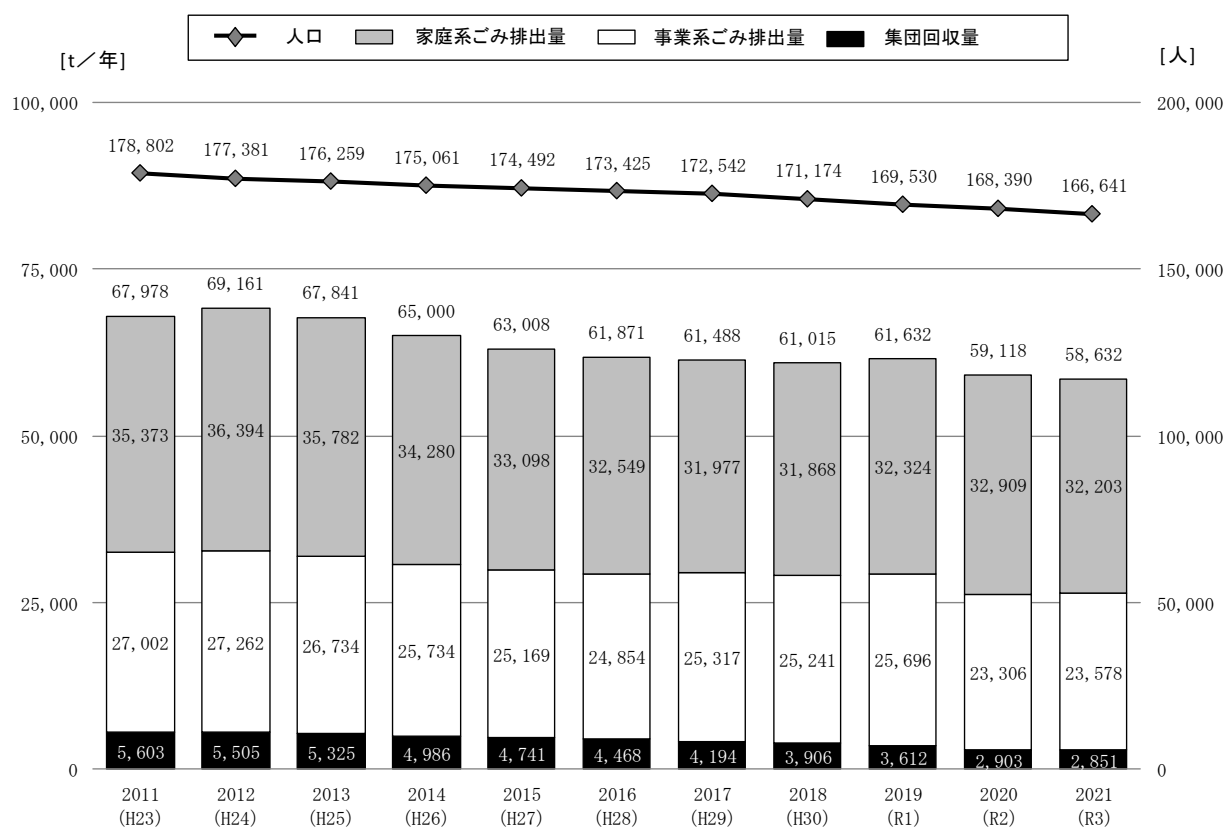
3.1 ごみ排出量の推移

(1) 一般廃棄物の年間排出量（＝家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋集団回収量）の推移

本市の行政区域内人口は、毎年減少傾向にあり、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は6.8%（12,161人）減少しています。

一般廃棄物の年間排出量は、減少傾向にあり、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は13.7%（9,346 t）減少しています。

2021（令和3）年度の一般廃棄物の排出量は58,632 tであり、内訳は、家庭系ごみ排出量32,203 t（構成比54.9%）、事業系ごみ排出量23,578 t（同比40.2%）、集団回収量2,851 t（同比4.9%）となっています。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

項目	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
家庭系ごみ排出量	52.0%	52.6%	52.7%	52.7%	52.5%	52.6%	52.0%	52.2%	52.4%	55.7%	54.9%
事業系ごみ排出量	39.7%	39.4%	39.4%	39.6%	39.9%	40.2%	41.2%	41.4%	41.7%	39.4%	40.2%
集団回収量	8.2%	8.0%	7.8%	7.7%	7.5%	7.2%	6.8%	6.4%	5.9%	4.9%	4.9%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-1 人口及び一般廃棄物の年間排出量の推移

(2) 1人1日当たりの排出量

1) 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の排出量は緩やかな減少傾向にあります。

2021（令和3）年度の一般廃棄物の排出量は964.0 g／人・日であり、2011（平成23）年度比で7.2％減少しています。

2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、2011（平成23）年度以降2018（平成30）年度まで減少基調にありましたが、2019（令和元）年度に増加し、2020（令和2）年度以降は横ばいとなっています。

2021（令和3）年度の家庭系ごみ排出量は529.4 g／人・日であり、2011（平成23）年度比で2.1％減少しています。

3) 事業系ごみ排出量

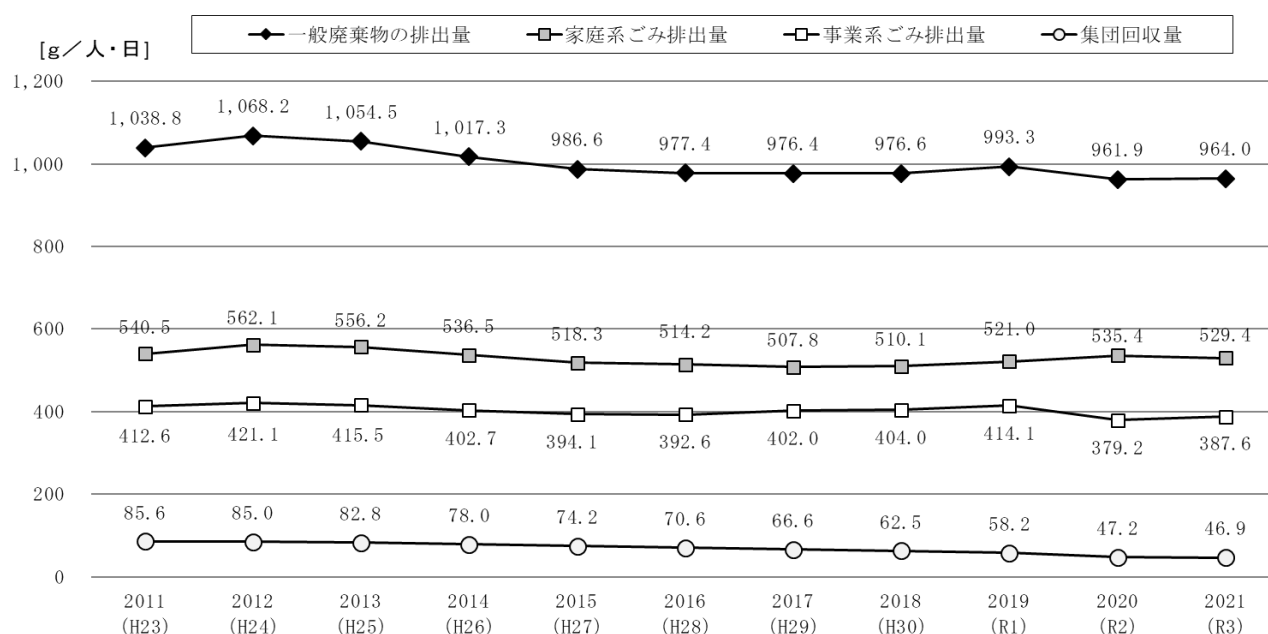
事業系ごみ排出量は、2011（平成23）年度以降減少基調にあります。2020（令和2）年度は特に、前年度比9.3％の減となっています。

2021（令和3）年度の事業系ごみ排出量は387.6 g／人・日であり、2011（平成23）年度比で6.1％減少しています。

4) 集団回収量

集団回収量は、2011（平成23）年度以降著しく減少傾向にあります。

2021（令和3）年度の集団回収量は46.9 g／人・日であり、2011（平成23）年度比で45.2％減少しています。



注記）表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-2 1人1日当たりの排出量の推移

(3) ごみの内訳

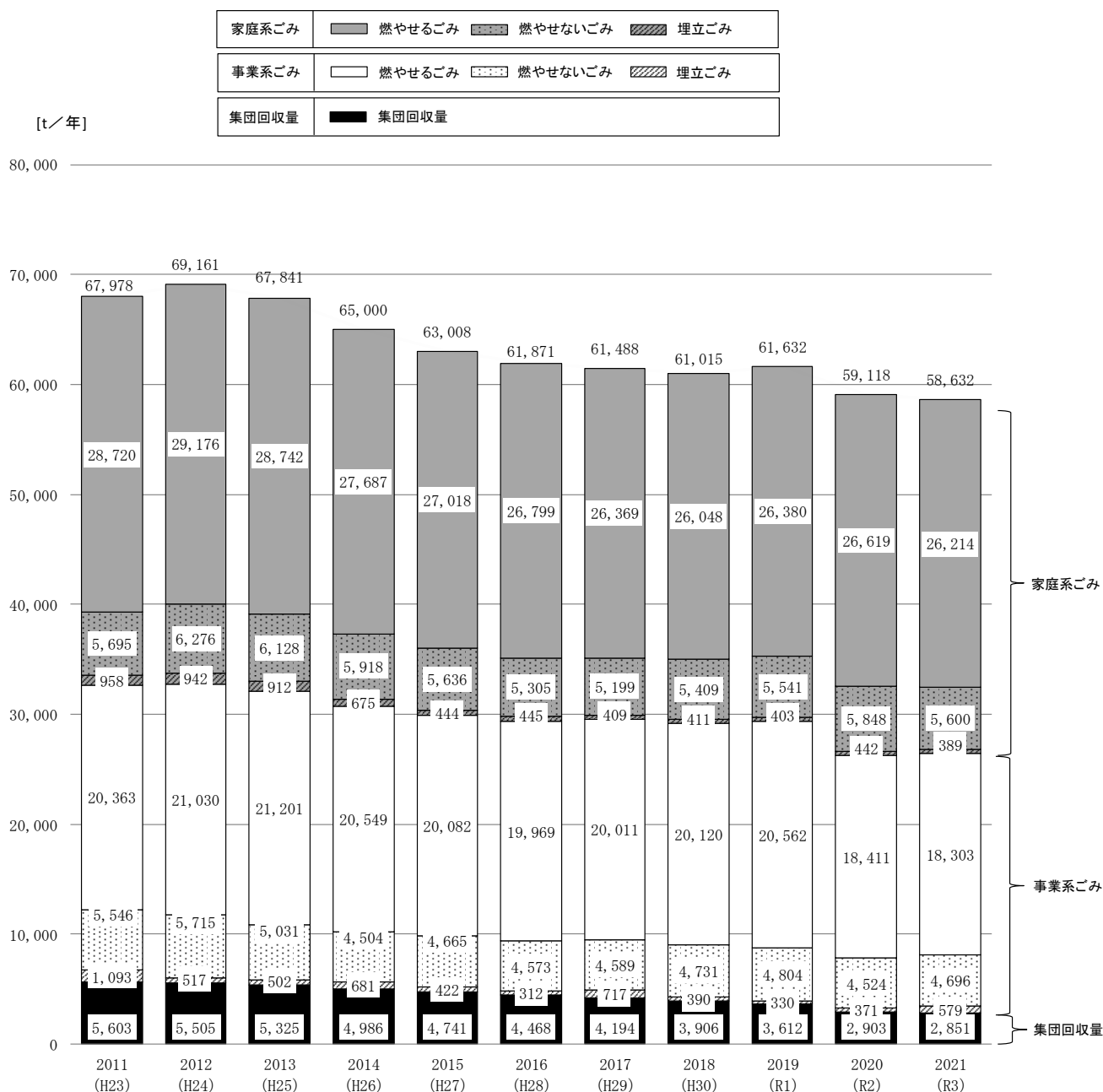
ごみの内訳の推移を次項の図3-1-3に示します。

ごみの内訳（構成割合）の経年推移をみると、家庭系燃やせるごみについて、家庭系燃えるごみ、家庭系燃やせないごみは、ほぼ横ばいとなっていますが、2020（令和2）年度に若干の増加がみられました。家庭系埋立ごみは、2014（平成26）年度、2015（平成27）年度の2カ年をかけて減少し、以降は横ばいとなっています。

事業系ごみについて、事業系燃えるごみは、ほぼ横ばいとなっていますが、2020（令和2）年度に若干の減少がみられました。事業系燃やせないごみ、事業系埋立ごみは、ほぼ横ばいになっています。

集団回収は減少傾向にあります。

2021（令和3）年度のごみの内訳（構成割合）は、家庭系ごみが54.9%となり、細分化すると、家庭系燃やせるごみ44.7%、家庭系燃やせないごみ9.5%、家庭系埋立ごみ0.7%となっています。事業系ごみが40.2%となり、細分化すると、事業系燃やせるごみ31.2%、事業系燃やせないごみ8.0%、事業系埋立ごみ1.0%となっています。集団回収量は4.9%となっています。



ごみの内訳【構成割合】

項目	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
家庭系ごみ	52.0%	52.6%	52.8%	52.7%	52.5%	52.6%	52.0%	52.3%	52.5%	55.6%	54.9%
燃やせるごみ	42.2%	42.1%	42.4%	42.6%	42.9%	43.3%	42.8%	42.7%	42.8%	45.0%	44.7%
燃やせないごみ	8.4%	9.1%	9.1%	9.1%	8.9%	8.6%	8.5%	8.9%	9.0%	9.9%	9.5%
埋立ごみ	1.4%	1.4%	1.3%	1.0%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
事業系ごみ	39.8%	39.4%	39.4%	39.6%	40.0%	40.2%	41.2%	41.3%	41.7%	39.5%	40.2%
燃やせるごみ	30.0%	30.4%	31.3%	31.7%	31.9%	32.3%	32.5%	33.0%	33.4%	31.2%	31.2%
燃やせないごみ	8.2%	8.3%	7.4%	6.9%	7.4%	7.4%	7.5%	7.7%	7.8%	7.7%	8.0%
埋立ごみ	1.6%	0.7%	0.7%	1.0%	0.7%	0.5%	1.2%	0.6%	0.5%	0.6%	1.0%
集団回収量	8.2%	8.0%	7.8%	7.7%	7.5%	7.2%	6.8%	6.4%	5.8%	4.9%	4.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図3-1-3 ごみの内訳の推移（年間量）

3.2 ごみ処理・処分の状況

一般家庭から排出されるごみは、次の分別を基本として収集しています。

[1]燃やせるごみ (①)

[2]燃やせないごみ

- ②飲食用缶類(スチール缶・アルミ缶)
- ③飲食用ペットボトル
- ④飲食用びん(無色びん、茶色びん、その他色びん)
- ⑤プラスチック容器包装
- ⑥古紙類(古紙、紙箱・包装紙、紙パック、段ボール)
- ⑦金属類・家電品類
- ⑧乾電池等有害ごみ
- ⑨高分子系ごみ(廃プラスチック類)
- ⑩埋め立てごみ(陶磁器類・ガラス類)】

粗大ごみは高岡市ストックヤードへの持ち込みとなっており、わりばし、廃てんぷら油は市内に35ヶ所の回収場所があります。

また、会社や商店等の事業活動に伴って排出される事業系ごみは、全て事業者の処理責任としています。

本市では、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、排出されるごみの対応は以下のとおりとしています。

- ・燃やせるごみは、高岡広域エコ・クリーンセンターで焼却処理
- ・燃やせないごみは、民間中間処理施設へ処理委託
- ・埋立ごみは、高岡市埋立処分場で埋立処理

[単位：t]

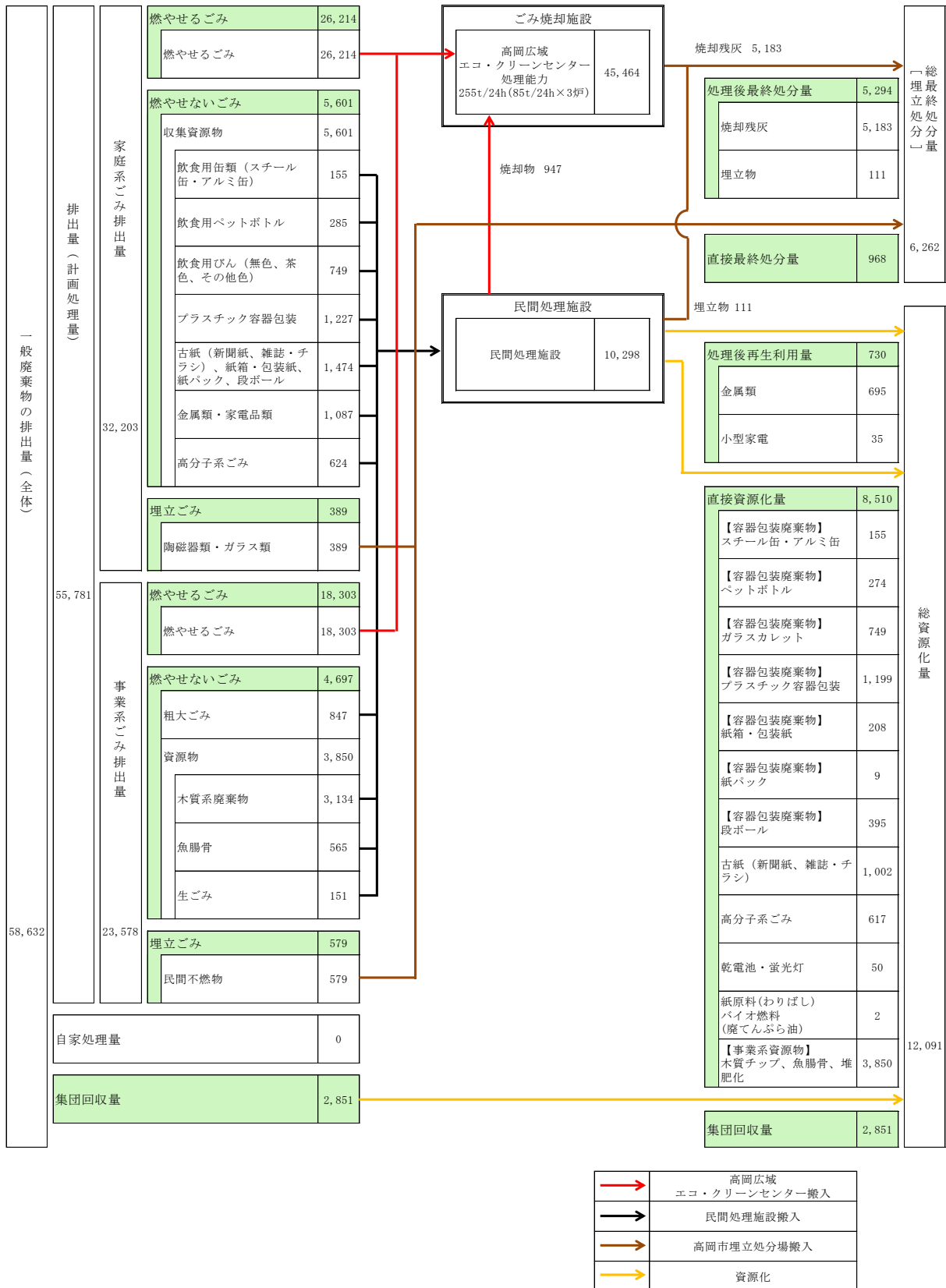


図3-2-1 ごみの流れ（2021（令和3）年度）

注記) 一般廃棄物の排出量=ごみ排出量(家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)+集団回収量

3.3 ごみの減量化・資源化の取り組み状況

表3-3-1 ごみの減量化・資源化の取り組み状況〔2022（令和4）年4月時点〕

項 目	取 り 組 み 内 容																																											
高岡市廃棄物減量等推進審議会の設置 (1994(平成6)年度～)	①ごみの減量化・資源化及び適正処理の推進に関し、調査、審議するために設置。 ②20人以内の委員で組織し、市民、事業者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。 ③任期は、2年とする。 ④これまで、ごみの有料制導入の提言や容器包装廃棄物の分別収集に関する方策等について検討。																																											
廃棄物減量等推進員及び高岡市市民の手による美しいまちづくり推進員の委 嘱 (1994(平成6)年度～)	①ごみに関する指導やごみ減量化、資源化の推進並びに地域の環境美化等について、地域で環境保健衛生委員等と協力して活動するために、廃棄物減量等推進員及び高岡市市民の手による美しいまちづくり推進員を委嘱している。 ②各自治会から推薦された者で、ごみの減量化・資源化及び環境美化等推進に理解と熱意のある者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。 ③2022（令和4）年4月時点で、各地域の代表965名を廃棄物減量等推進員及び高岡市市民の手による美しいまちづくり推進員に委嘱している。 ④任期は、2年とする。																																											
ごみ集積場設置補助金交付制度 (1979(昭和54)年度～)	①ごみの分別排出並びに美化推進のため、集積場の設置に際して、補助金を交付する制度を実施。 ②補助内容・1か所あたり補助率 3／4、利用世帯数等によって上限額が変動する。																																											
事業者処理責任の徹底	①事業系ごみの処理責任の徹底と減量化、資源化への協力を要請。 ②事業用大規模建築物(建築延面積 3,000㎡以上や建築延面積 3,000㎡未満で年間 50 t 以上のごみを排出する事業所) に対して、事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書及び廃棄物管理責任者の届出を義務づけ。 <table><tr><th rowspan="2">規 模 \ 区 分</th><th colspan="7">○事業用大規模建築物の数</th><th rowspan="2">○事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書の提出状況</th></tr><tr><th>店舗ビル</th><th>ホテル・結婚式場</th><th>工場等</th><th>医療機関</th><th>オフィスビル</th><th>その他の建築物</th><th>計</th></tr><tr><td>延べ床面積 3,000㎡以上</td><td>19</td><td>6</td><td>73</td><td>25</td><td>14</td><td>16</td><td>153</td><td>94.1%</td></tr><tr><td>年間排出 50 t 以上</td><td>33</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>39</td><td>92.3%</td></tr><tr><td>計</td><td>52</td><td>6</td><td>74</td><td>26</td><td>14</td><td>20</td><td>192</td><td>93.8%</td></tr></table>	規 模 \ 区 分	○事業用大規模建築物の数							○事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書の提出状況	店舗ビル	ホテル・結婚式場	工場等	医療機関	オフィスビル	その他の建築物	計	延べ床面積 3,000㎡以上	19	6	73	25	14	16	153	94.1%	年間排出 50 t 以上	33	0	1	1	0	4	39	92.3%	計	52	6	74	26	14	20	192	93.8%
規 模 \ 区 分	○事業用大規模建築物の数							○事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書の提出状況																																				
	店舗ビル	ホテル・結婚式場	工場等	医療機関	オフィスビル	その他の建築物	計																																					
延べ床面積 3,000㎡以上	19	6	73	25	14	16	153	94.1%																																				
年間排出 50 t 以上	33	0	1	1	0	4	39	92.3%																																				
計	52	6	74	26	14	20	192	93.8%																																				
資源再生品集団回収事業奨励金交付制度 (1991(平成3)年度～)	①資源の有効利用を促進するため、資源再生品を回収する資源回収団体に対し、奨励金を交付する制度を実施。 ②回収品目：古紙類・アルミ缶及びスチール缶・びん類・古布類 ③奨励金交付額：3円/kg ④2021（令和3）年度実績：回収量 2,851 t、奨励金交付合計額 8,550千円、交付団体数 352団体																																											
啓 発 ・ 広 報 活 動	①家庭系ごみの分け方と出し方作成、配布（全世帯） ②外国人向けごみの出し方作成（1995（平成7）年度～） ③住民説明会・出前講座の実施（随時） ④市広報紙「市民と市政」に掲載																																											
容器包装廃棄物の資源化	①家庭から排出される容器包装廃棄物の減量化、資源化を促進することを目的に実施。 ②回収品目：紙製容器包装（紙パック、段ボール、紙箱・包装紙）、缶（スチール缶、アルミ缶）、ガラスびん（無色、茶色、その他色）、ペットボトル、プラスチック容器包装																																											

3.4 収集・運搬の状況

(1) 収集・運搬システムの概要

集積場では、燃やせるごみ（2回／週）燃やせないごみ（2回／月）の収集のみとなっており、粗大ごみは出せません。

また、燃やせるごみ、プラスチック容器包装は指定袋による回収となっています。

表3-4-1 収集・運搬システムの概要【家庭系ごみ】〔2022（令和4）年4月時点〕

項 目			収 集 方 法					処 理 方 法	
			ステーション方式		直接 持込 (※1)	戸別 収集	拠点 回収 (※2)		集団 回収
			収集 主体	収集 回数					
燃やせるごみ			直営・委託	週2回	○	○	—	—	高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）
燃や せ な い ご み	容 器 包 装 廃 棄 物	飲食用缶類 (スチール缶・アルミ缶)	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
		飲食用ペットボトル	直営・委託	月2回	○	○	○	—	民間処理施設（資源化）
		飲食用びん (無色、茶色、その他色)	直営・委託	月2回	○	○	○	○ (ビール 瓶等)	民間処理施設（資源化）
		プラスチック容器包装	直営・委託	月2回	○	○	—	—	民間処理施設（資源化）
		紙箱・包装紙	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
		紙パック	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
		段ボール	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
		新聞紙、雑誌・チラシ	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
	金属類・家電品類	直営・委託	月2回	○	○	—	—	民間処理施設（資源化）	
	高分子系ごみ	直営・委託	月2回	○	○	—	—	民間処理施設（資源化）	
	乾電池等有害ごみ	直営・委託	月2回	○	○	—	—	民間処理施設（資源化）	
	埋立ごみ (陶磁器類・ガラス類)	直営・委託	月2回	○	○	—	—	高岡市埋立処分場（埋立）	
	わりばし	—	—	○	○	○ (※3)	—	民間処理施設（資源化）	
	廃てんぷら油	—	—	○	○	○ (※3)	—	民間処理施設（資源化）	
	使用済み小型家電	—	—	○	○	○	—	民間処理施設（資源化）	
	粗大ごみ等 (集積場に出せないごみ)		直接搬入、戸別収集又は市許可業者による収集運搬						民間処理施設（資源化）、高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）又は高岡市埋立処分場（埋立）
犬、猫等の小動物の死体			—	—	○	○	—	—	高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）
処理困難物 (収集・持込みできないごみ)			購入先へ依頼又は専門の処理業者へ依頼						民間処理施設（資源化）
家電リサイクル法対象品 (冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣料乾燥機)			購入先へ依頼又は家電リサイクル券を購入のうえ指定引取場所への持ち込み						民間処理施設（資源化）
パソコン			メーカーへ依頼又は一般社団法人パソコン3R推進協議会へ依頼						民間処理施設（資源化）

※1 火曜日～土曜日の8時30分～16時30分（祝日、年末年始除く）に高岡市ストックヤードへ有料で持ち込むことができる。

※2 日曜日10時～15時（年末年始除く）に高岡市ストックヤードへ無料で持ち込むことができる。

※3 ※2 又は平日9時～17時（休館日除く）に市立公民館等35ヶ所へ無料で持ち込むことができる。

表3-4-2 収集・運搬の車両台数〔2022（令和4）年4月時点、単位：台〕

区分		環境政策課	埋立処分場	合計
収集車	機械車	20		20
	運搬車(トラック)	8	2	10
特殊車	ショベルローダー	1		1
	コンパクト			
	パワーショベル		1	1
	ホイールローダー	5	1	6
	フォークリフト	3		3
	ブルドーザー		1	1
連絡車		3	2	5
合計		40	7	47

表3-4-3 収集・運搬の直営人員体制〔2022（令和4）年4月時点、単位：人〕

項 目	高岡地域						福岡地域					
	月	火	水	木	金	平均	月	火	水	木	金	平均
燃やせるごみ	24 (12)	24 (12)	—	24 (12)	24 (12)	19 (10)						
燃やせないごみ	—	—	24 (12)	—	—	5 (2)						
戸別有料収集	10	10	10	10	10	10						
不法投棄、処理困難物、地域美化	2	2	2	2	2	2						
連絡巡回・施設管理	1	1	1	1	1	1						
業務の調整・集約、申請受付	1	1	1	1	1	1						
啓発・指導	1	1	1	1	1	1						
車両整備、機械管理	1	1	1	1	1	1						
計	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)						

注記1）（ ）値は、内数として、運転手の人員を示す。

注記2）福岡地域における収集・運搬は全て委託で行っている。

表3-4-4 収集・運搬システムの概要【事業系ごみ】〔2022（令和4）年4月時点〕

項 目		収 集 方 法	処 理 方 法
燃やせるごみ		自己搬入、地元自治会の同意を得て事業系燃やせるごみ袋（1回につき2袋まで）を使用によるステーション収集回収又は市許可業者による収集運搬	高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）
燃やせないごみ	不燃ごみ	自己搬入又は市許可業者による収集運搬	民間処理施設（資源化）、高岡市埋立処分場（埋立）
	木質系廃棄物、魚腸骨、生ごみ	自己搬入又は市許可業者による収集運搬	民間処理施設（資源化）
	粗大ごみ等	自己搬入又は市許可業者による収集運搬	民間処理施設（資源化）、高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）又は高岡市埋立処分場（埋立）

3.5 処理・処分施設

(1) 市所管施設

表3-5-1 スtockヤード

施設名称	高岡市Stockヤード
施設所管	高岡市
所在地	高岡市長慶寺640番地
面積	敷地：7,160㎡、建築：848.82㎡ (延床：734.02㎡)
竣工年度	2020（令和2）年1月
設計・施工	(株)中部設計

表3-5-2 最終処分場

施設名称	高岡市埋立処分場	
	埋立地	浸出液処理施設
施設所管	高岡市	
所在地	高岡市手洗野尾久保18番地	
面積	敷地：246,500㎡、埋立：99,800㎡	床：172.68㎡
公称処理能力	全体容量 760,000㎡ 残余容量 70,900㎡ (2021（令和3）年度末時点)	500㎡／日
処理方式	サンドイッチ方式による準好気性埋立	凝集沈殿処理＋生物酸化処理（回転円板接触法）＋高度処理（活性炭＋水銀キレート・一般重金属キレート）
竣工年度	1982（昭和57）年10月（A地区、B地区） 1999（平成11）年6月（C地区） 2009（平成21）年3月（D地区）	1981（昭和56）年5月 2009（平成21）年3月（高度処理設備）
主な設備機器	擁壁等流出防止設備、発生ガス処理施設、浸出水貯留設備、雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、遮水設備（二重ゴムシート張り、保護マット）、漏水検知システム	浸出水調整設備（浸出液調整設備）、水処理設備（最初沈殿設備、生物処理設備、最終沈殿設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備、キレート吸着設備）、処理水放流設備（消毒・放流設備）、汚泥処理設備（汚泥濃縮貯留設備、反応槽、脱水機）
設計	高岡市	高岡市

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

表3-5-3 一般廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可業者（五十音順）

〔2022（令和4）年4月時点〕

	業 者 名	住 所	許可の区分	種 類	処 分 先
1	(株)柴垣商店 (代表)柴垣 英男	高岡市野村978-8	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場
2	島田工業(株) (代表)島田 博司	高岡市米島480-3	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場
3	(株)スカイインテック (代表)高瀬 幸忠	富山市牛島新町 5-5	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場
4	(有)高岡運輸 (代表)濱谷 美都子	高岡市波岡133-1	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場
5	(株)高岡市衛生公社 (代表)島 小一	高岡市材木町731	収集・運搬 処分 (資源化)	ごみ、生し 尿・浄化槽汚 泥、木質系一 般廃棄物他	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場 四屋し尿処理施設
6	(有)高岡クリーン環境 (代表)新田 利幸	高岡市野村1840-1	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場
7	デムラ工業(株) (代表)出村 康夫	高岡市赤祖父 557-3	収集・運搬	ごみ、 生し尿・ 浄化槽汚泥	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場 四屋し尿処理施設
8	日本海ミール(株) (代表)鷺北 昭雄	高岡市石丸704-2	収集・運搬	魚腸骨	自社処理施設 (積替)
9	日重環境(株) (代表)松原 豊	高岡市吉久 1-1-145	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場
10	ハリタ金属(株) (代表)張田 真	高岡市福岡町本領 1053-1	収集・運搬 処分 (資源化)	ごみ、 木質系一般 廃棄物他	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場 自社処理施設
11	(株)ヒヨシ (代表)喜多 良明	高岡市東海老坂12	収集・運搬 処分 (資源化)	ごみ、 木質系一般 廃棄物他	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場 自社処理施設
12	(有)福岡クリーン・アルファ (代表)中井 宗義	高岡市福岡町下老 子4	収集・運搬	生し尿・ 浄化槽汚泥	クリーンシステムとなみ
13	富士見産業(株) (代表)前田 賢一	東京都中央区銀座 二丁目8番5号	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・クリーンセンター 埋立処分場
14	北陸ポートサービス(株) (代表)加治 幸大	富山市東岩瀬新川 町380	収集・運搬	木質系一般 廃棄物他	自社処理施設
15	三友商事(有) (代表)池田 克也	滑川市荒俣25	収集・運搬	魚腸骨	自社処理施設
16	(株)美濃ラボ (代表)岩田 美子	岐阜県海津市平田 町今尾1195-1	収集・運搬	実験動物の 死体	自社処理施設
17	(株)安田紙業 (代表)安田 藤一朗	高岡市戸出栄町20	処分	紙管	自社処理施設

3.6 ごみの組成

(1) 調査概要

「家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査」（富山県生活環境文化政策課）及び「令和4年度 清掃事業概要」（高岡市生活環境文化政策課）の「事業系ごみの組成実績」の結果からごみ処理の現状と課題を整理しました。

また、本市が2017（平成29）年6月に行った食品ロス削減推進に関するアンケート調査の結果から、食品ロス削減の現状と課題を明らかにしました。

(2) 調査結果

1) 家庭系ごみ

富山県が実施した「家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査」では、家庭系燃やせるごみのうち食品廃棄物が占める割合は45.0%となっています。食品廃棄物の内訳は、手付かず食品、食べ残し8.9%（このうち、手付かず食品69%、食べ残し31%）、調理くず、その他36.1%となっています。家庭系ごみの減量化を進める上で、食品ロス削減及び排出する際の水切りが重要な課題となります。

表3-6-1 家庭系燃やせるごみの組成調査結果（富山県）

区分	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		平均	全国
	重量 (kg)	割合 (%)	重量 (kg)	割合 (%)	重量 (kg)	割合 (%)	重量 (kg)	割合 (%)	重量 (kg)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
食品廃棄物	29.0	49.4	15.5	41.7	11.7	37.5	20.0	48.3	21.6	44.2	45.0	41.4
手付かず食品、食べ残し	2.5	4.3	3.2	8.6	2.8	8.9	5.0	12.2	5.8	11.2	8.9	9.6
調理くず、その他	26.5	45.2	12.3	33.1	9.0	28.6	14.9	36.1	15.9	33.0	36.1	31.8
その他の可燃物等	29.7	50.6	21.7	58.3	19.6	62.5	21.4	51.7	27.4	55.9	55.0	58.6
計	58.8		37.2		31.3		41.3		49.0			

出典：家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査（富山県生活環境文化政策課 2017（平成29）年10月）

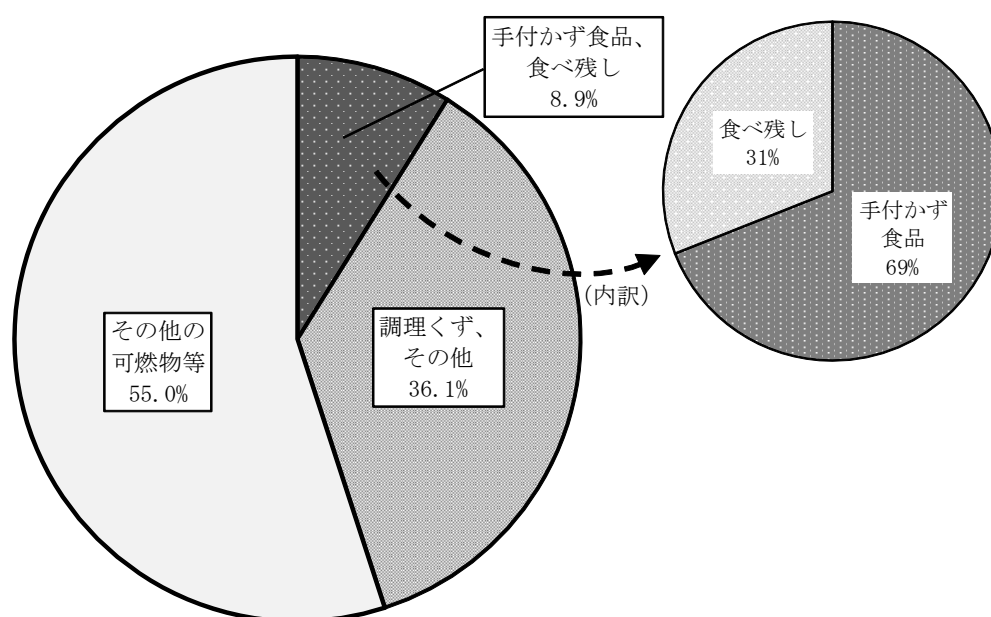


図3-6-1 家庭系燃やせるごみの組成割合（富山県）

2) 事業系ごみ

本市の大規模事業所(建築延面積3,000㎡以上及び建築延面積3,000㎡未満で年間50 t以上のごみを排出する事業所)から排出される事業系ごみの組成割合は、生ごみ56.1%、紙ごみ33.1%、その他(缶、びん、ペットボトル等)10.8%となっています。

生ごみのリサイクルは、食品リサイクル法(2001(平成13)年5月)に基づき食品の製造・販売事業者やホテル・レストランを主体に減量化や再資源化が促進するものと考えられますが、小規模事業者等が容易に資源化を行えるようリサイクルルートの確立が求められています。

生ごみと紙ごみの減量化への取り組みについては、大規模な事業所のほとんどが減量化や資源化を行っていますが、減量化のためのコスト等の問題から、小規模な事業所ではごみの発生量が多い(特に生ごみ)のが現状です。

事業系ごみの内訳は、生ごみ、紙ごみが多数を占めており、減量化を進める上で、生ごみの削減、紙ごみの削減及び資源化の促進が重要な課題となります。

表3-6-2 事業系ごみの組成実績

(単位：t)

区 分	生ごみ	紙ごみ	その他	計
2020(令和2)年度 実績	6,498	3,839	1,246	11,583
	56.1%	33.1%	10.8%	100%

出典：「令和4年度 清掃事業概要」(高岡市生活環境文化部環境政策課 P.31)

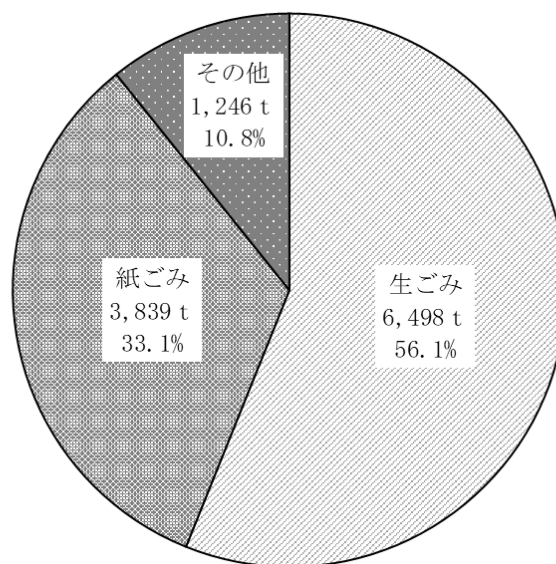


図3-6-2 事業系ごみの組成割合 (2020 (令和2) 年度実績)

(3) 食品ロス削減推進に関するアンケート調査

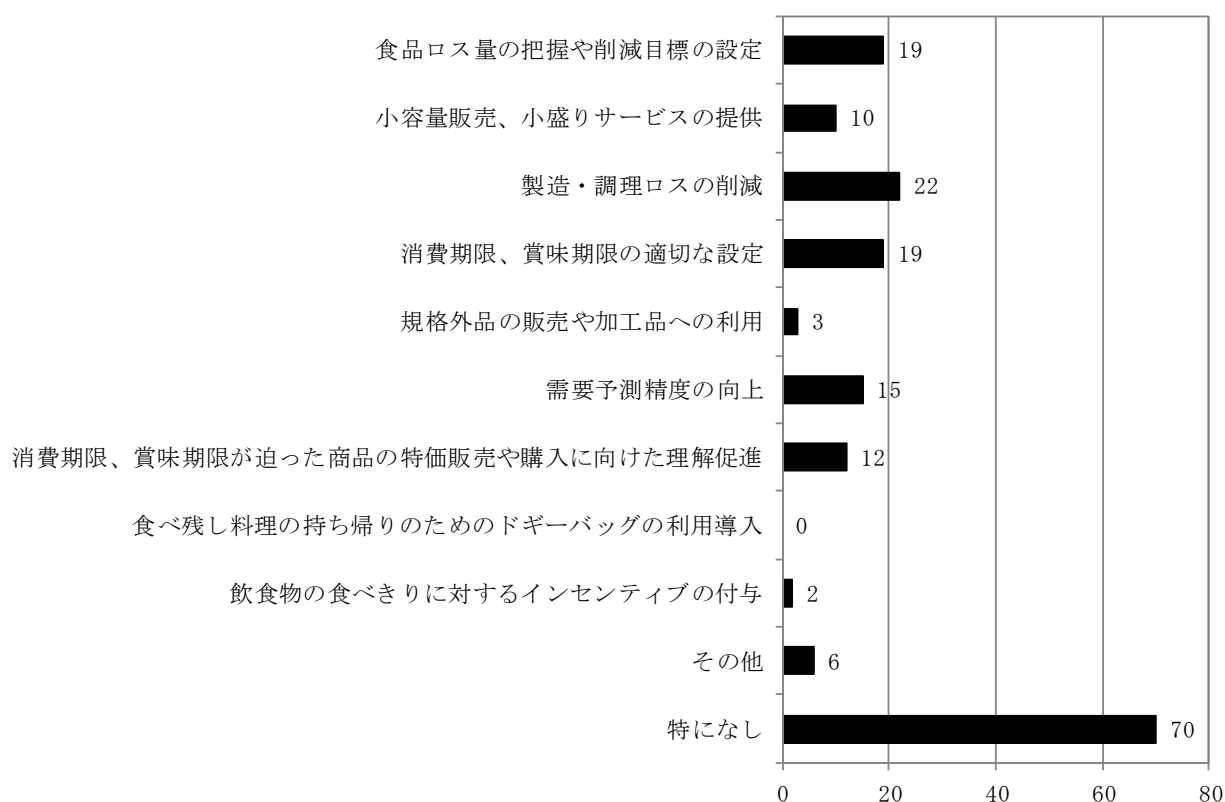
本市では、2017（平成29）年4月より食品ロス削減推進に向けた施策として「みんなで食品ロスの削減を目指そう！チャレンジ3010運動」の取り組みを呼びかけています。この取り組みを推進するため、市内事業所の動向を把握することを目的として、アンケート調査を2017（平成29）年6月に実施しました。

1) 調査の概要

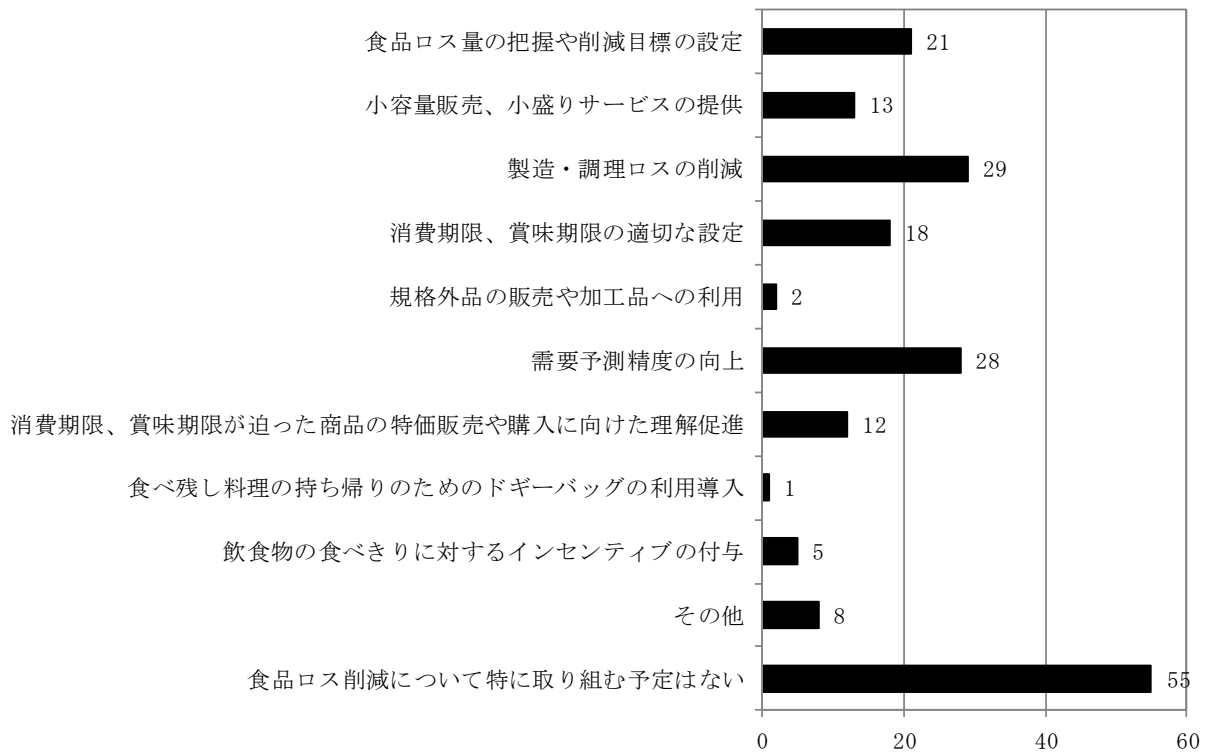
項目	内容
調査対象	建築延面積3,000㎡以上の事業所 建築延面積3,000㎡未満で年間50 t以上のごみを排出する事業所 188件
回答数	130（回収率69.1%）
調査票配布方法	郵送

2) 調査結果の概要

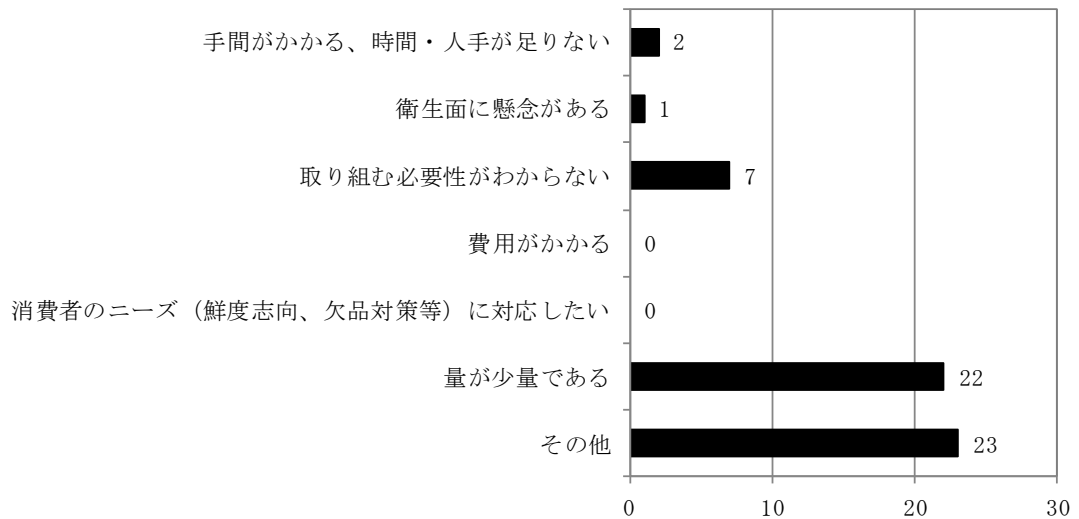
① 食品ロス削減について、事業所で現在取り組んでいること（複数回答、回答数130）



② 食品ロス削減について、事業所で今後取り組んでいきたいこと（複数回答、回答数130）

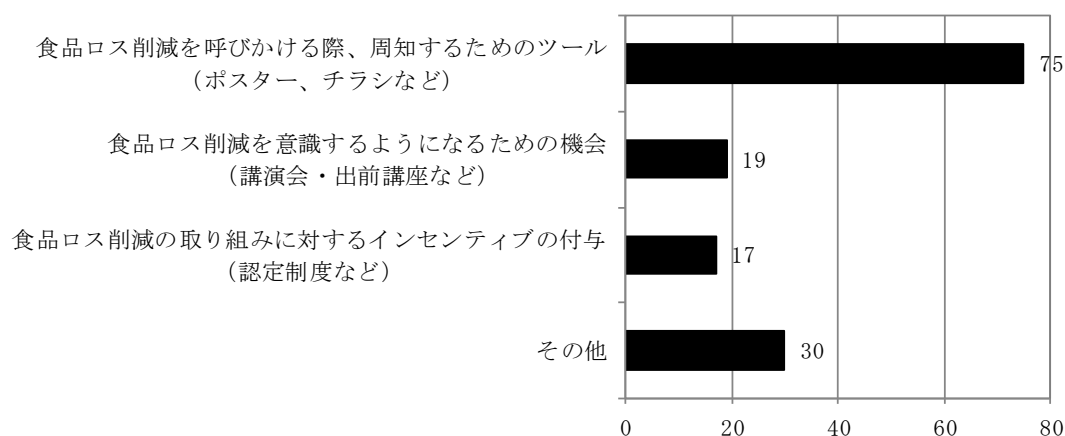


③ ②で「食品ロス削減について特に取り組む予定はない」と回答した理由（回答数55）



注記）「その他」のうち17件が「食品の取り扱いがない・発生しない」と回答

④ 事業所で食品ロス削減への取り組みが容易になる（効果的になる）と思われるもの
（複数回答、回答数130）



3) まとめ

食品ロス削減に取り組んでいる事業所は、食品ロス量の把握や削減目標の設定、消費期限、賞味期限の適切な設定等を実施していますが、まだ取り組んでいない事業所の中には、取り組むための課題として、発生量が少ないことを挙げた事業所が多く、今後取り組みを広めていくためには、ポスター、チラシといった周知のためのツールが求められています。

3.7 ごみ処理経費の状況

本市の施設整備費等を含めた1人当たりの一般廃棄物年間処理経費※は、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は37.2%（6,082円／人・年）減少しています。

2011（平成23）年度以降は、2014（平成26）年9月竣工の高岡広域エコ・クリーンセンターの整備にあたり増加し、2013（平成25）年度に著しく増加しましたが、現在は、富山県平均、全国平均を下回っています。

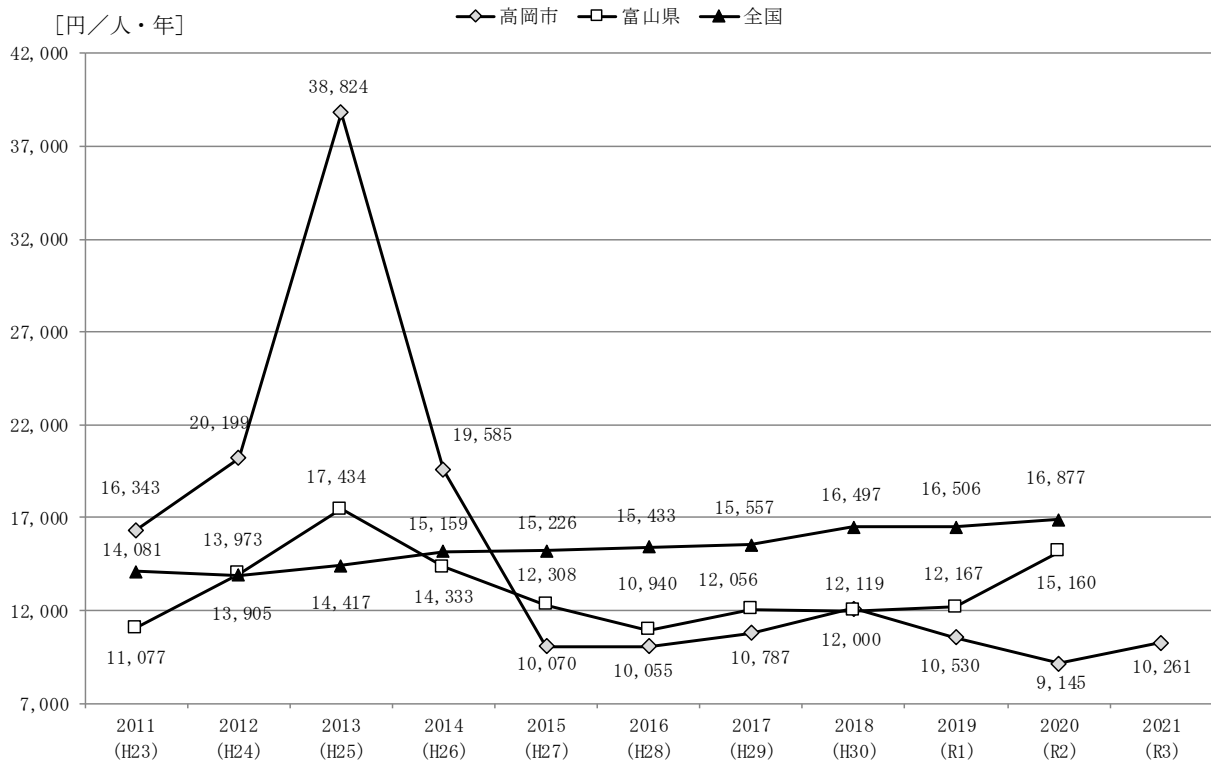


図3-7-1 1人当たりの一般廃棄物年間処理経費の推移（高岡市、富山県、全国）

※ 高岡地区広域圏事務組合の経費を含む。

3.8 循環型社会形成に向けての進捗状況

過去11年間（2011（平成23）年度～2021（令和3）年度）の減量化の状況、資源化（再生利用率）の状況、最終処分量の状況等を以下に整理します。

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

2021（令和3）年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図3-8-1のとおりです。

本市の総排出量（排出量＋集団回収量）は、58,632 t で、再生利用される「総資源化量」は12,091 t、再生利用率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は20.6％です。

中間処理を行った後の減量化量は40,279 t で、総排出量から集団回収量を除いた排出量の72.2％が減量化されています。また、11.2％の6,262 t を埋立処分しています。

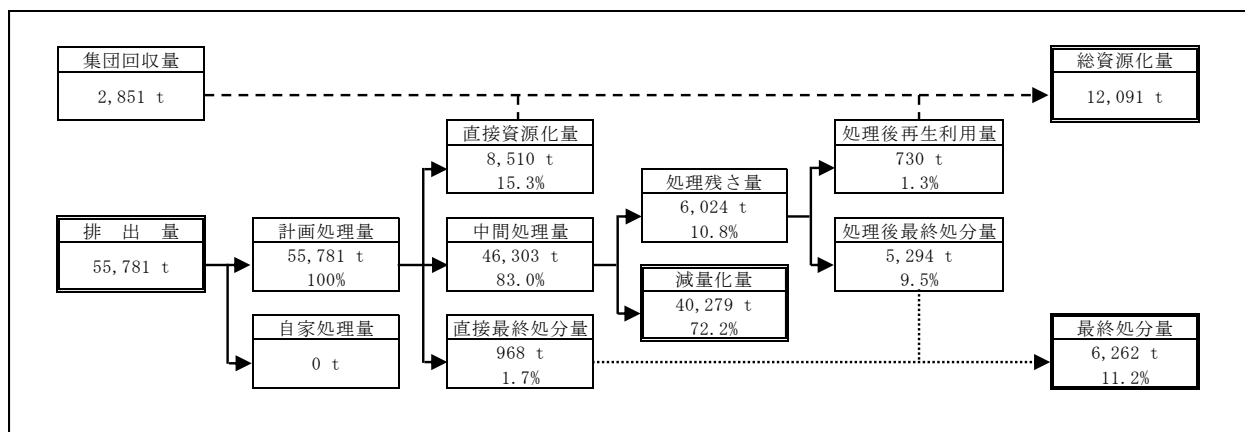


図3-8-1 2021（令和3）年度一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 1人1日当たりの一般廃棄物排出量

本市の1人1日当たりの一般廃棄物排出量は、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は7.2%（75 g／人・日）減少しています。

2012（平成24）年度には、新聞・雑誌類の処理量が増えたことから、増加となりましたが、その後、減少傾向にあります。2014（平成26）年度以降は、富山県平均を下回っています。

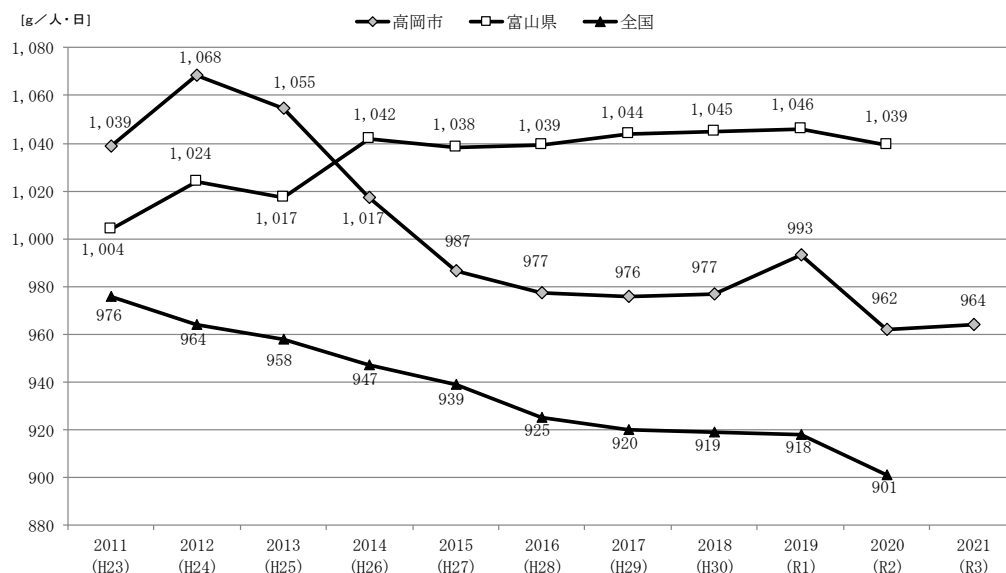


図3-8-2 1人1日当たりの一般廃棄物排出量の推移（高岡市、富山県、全国）

1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量含む）

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量含む）は、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は8.0%（50 g／人・日）減少しています。2012（平成24）年度に一時的に増加しましたが、その後減少傾向にあります。

本市の家庭系ごみの排出量は、富山県や全国と比較すると大きく下回っており、減量化が進んでいます。

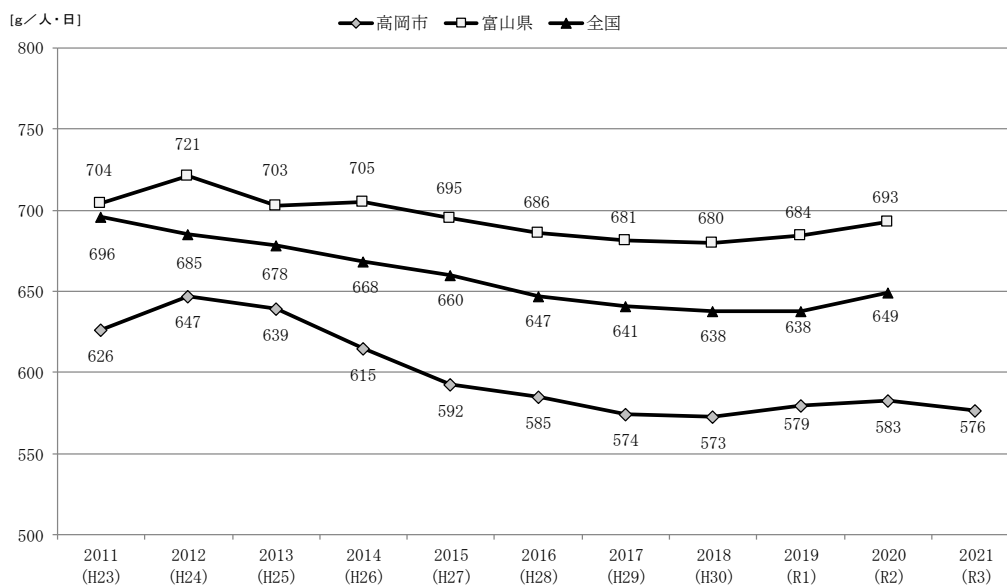


図3-8-3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量含む）の推移（高岡市、富山県、全国）

2) 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は6.1%（25g／人・日）減少しています。

本市の事業系ごみ排出量は、富山県や全国と比較すると大きく上回っており、一層の減量化を進めていく必要があります。

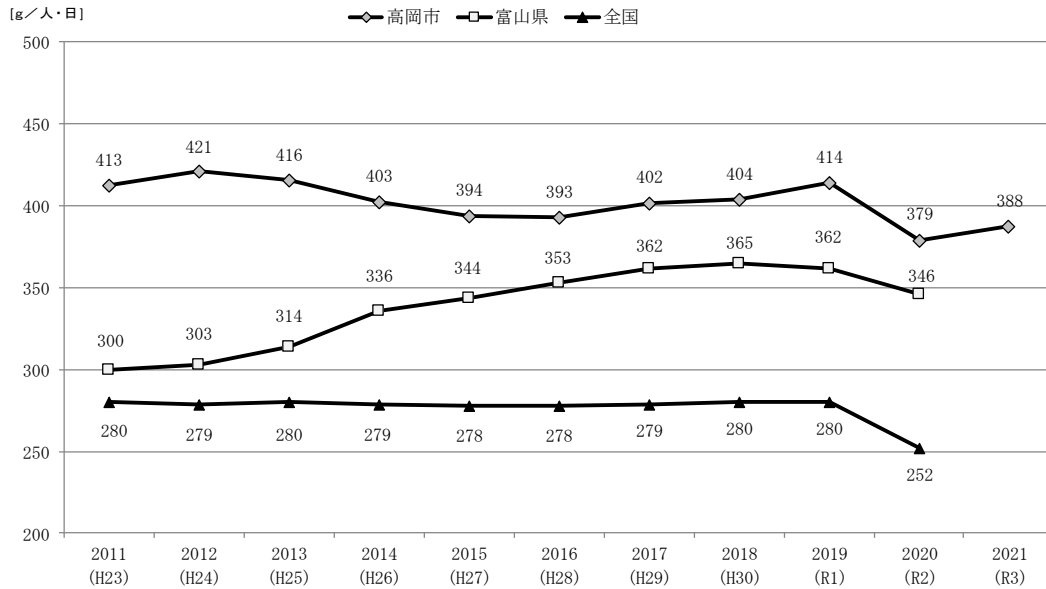


図3-8-4 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移（高岡市、富山県、全国）

(3) 減量化の状況 【一般廃棄物の排出量の推移】

図3-8-5は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（2016（平成28）年1月21日 環境省告示第7号）の基準年度である2012（平成24）年度の一般廃棄物の年間排出量を「100.0」としたときの経年推移を示したものです。

本市は、富山県や全国と比較すると減量化が進んでおり、2021（令和3）年度の年間排出量は「84.8」となっています。

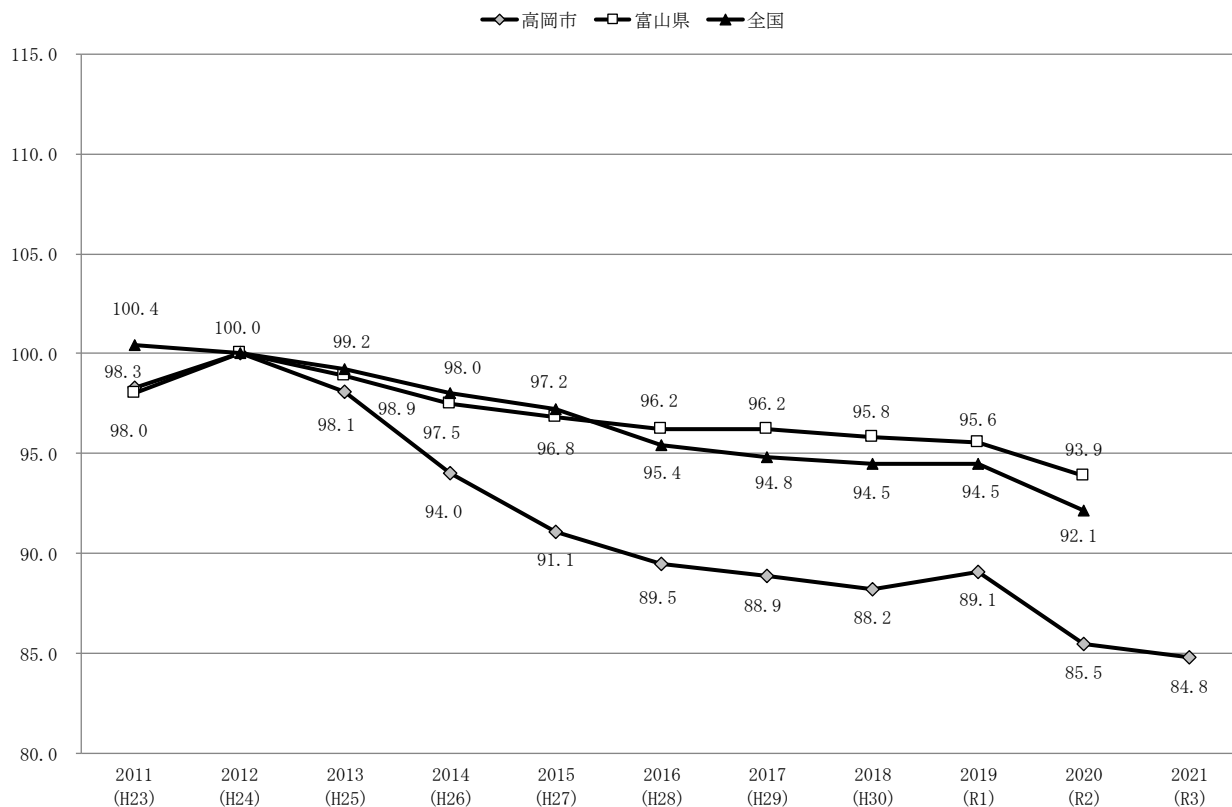


図3-8-5 一般廃棄物の年間排出量の推移（高岡市、富山県、全国）

(4) 資源化（再生利用率）の状況

本市の2021（令和3）年度の再生利用率は20.6%で、2011（平成23）年度の22.9%に比べ、2.3%減少しています。

2011(平成23)年度以降減少傾向にあり、近年は、横ばいで推移しています。

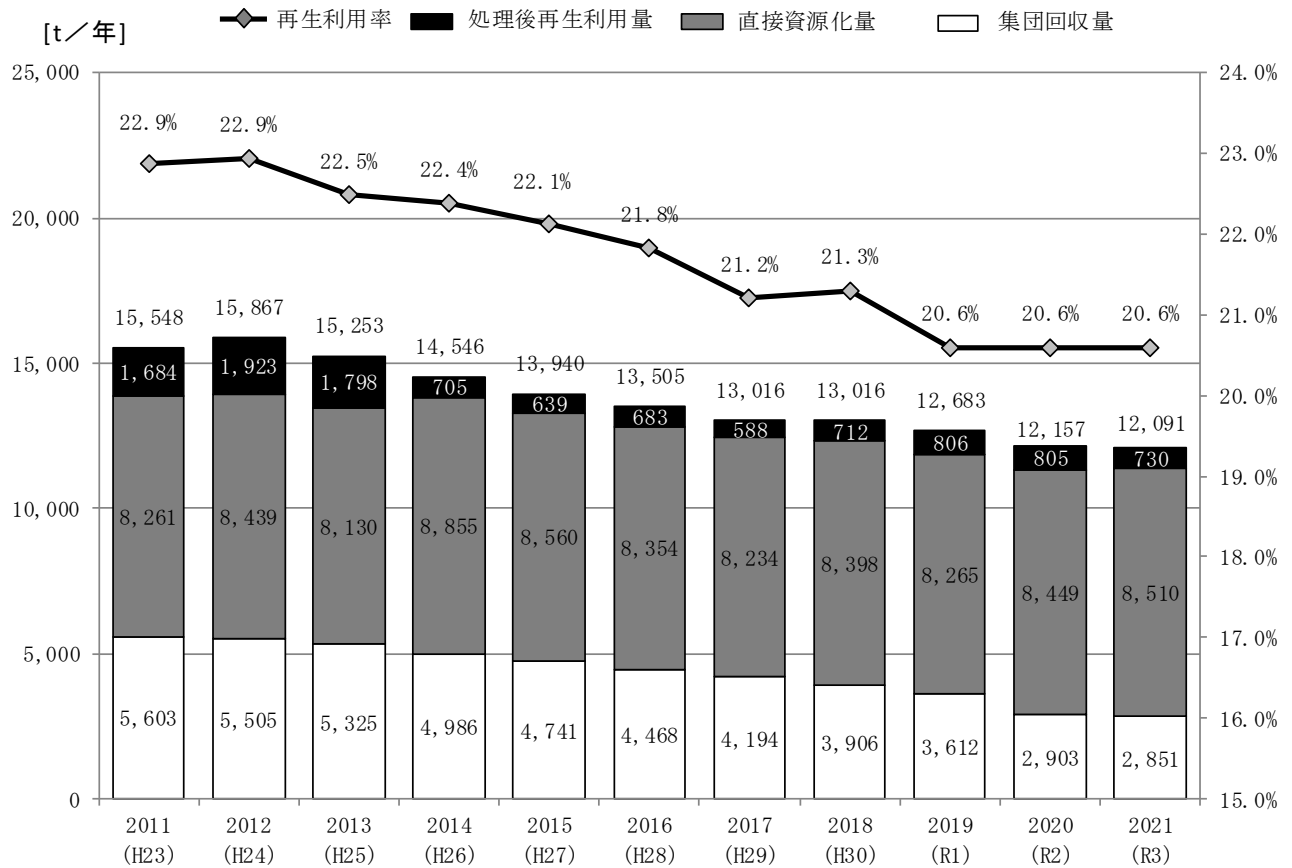


図3-8-6 再生利用率の推移

表3-8-1 再生利用率の推移

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
再生利用率	22.9%	22.9%	22.5%	22.4%	22.1%	21.8%	21.2%	21.3%	20.6%	20.6%	20.6%
処理後再生利用量 [t/年]	1,684	1,923	1,798	705	639	683	588	712	806	805	730
直接資源化量 [t/年]	8,261	8,439	8,130	8,855	8,560	8,354	8,234	8,398	8,265	8,449	8,510
集团回収量 [t/年]	5,603	5,505	5,325	4,986	4,741	4,468	4,194	3,906	3,612	2,903	2,851
総資源化量 [t/年]	15,548	15,867	15,253	14,546	13,940	13,505	13,016	13,016	12,683	12,157	12,091

本市の再生利用率は、富山県や全国と比較すると、全国平均を上回っているものの、現在では富山県平均を下回っていることから、資源化を進めていく必要があります。

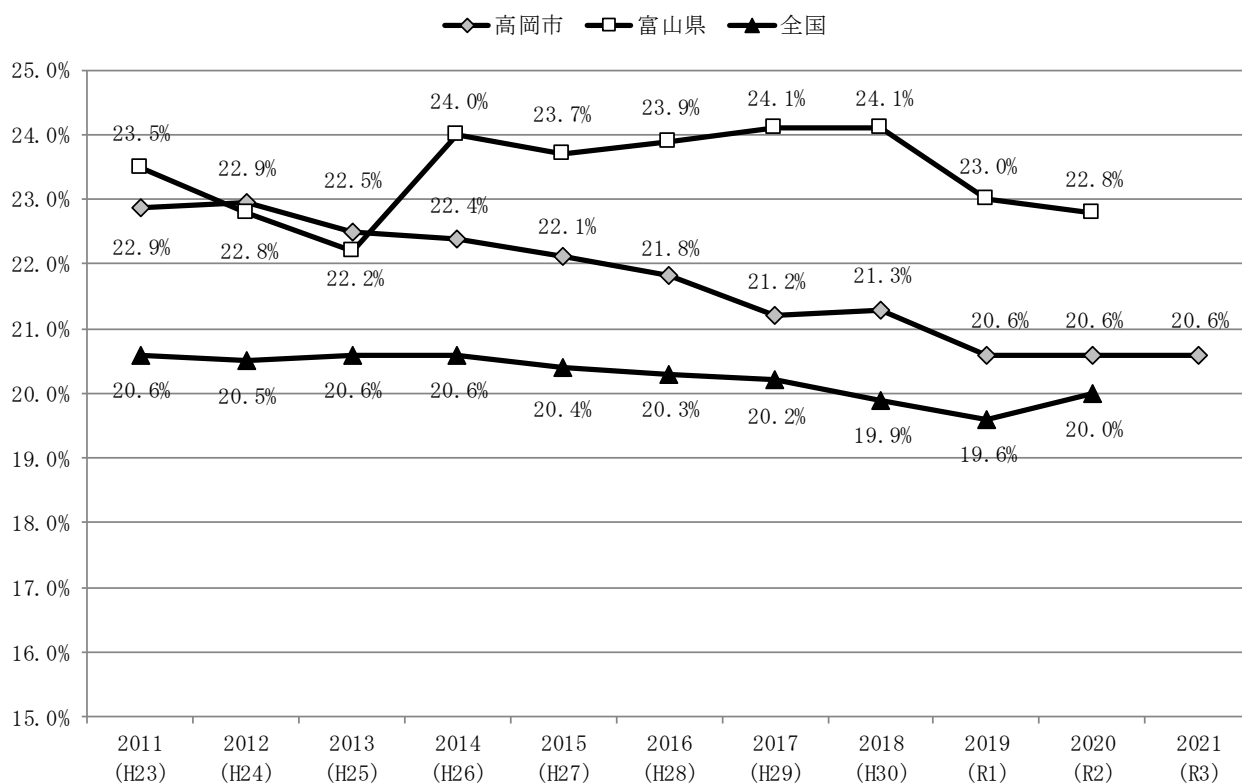


図3-8-7 再生利用率の推移（高岡市、富山県、全国）

表3-8-2 再生利用率の推移（高岡市、富山県、全国）

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
高岡市	22.9%	22.9%	22.5%	22.4%	22.1%	21.8%	21.2%	21.3%	20.6%	20.6%	20.6%
富山県	23.5%	22.8%	22.2%	24.0%	23.7%	23.9%	24.1%	24.1%	23.0%	22.8%	-
全国	20.6%	20.5%	20.6%	20.6%	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	-

(5) 最終処分量の状況

本市の2021（令和3）年度の最終処分率は11.2%であり、2011（平成23）年度の12.5%に比べ、1.3%減少しています。

また、2021（令和3）年度の処理後最終処分量は、5,294 t（最終処分量6,262 tのうち84.5%）であり、焼却残灰が主であることから、燃やせるごみの減量化に伴い減少傾向（2011（平成23）年度比7.5%減）にあります。

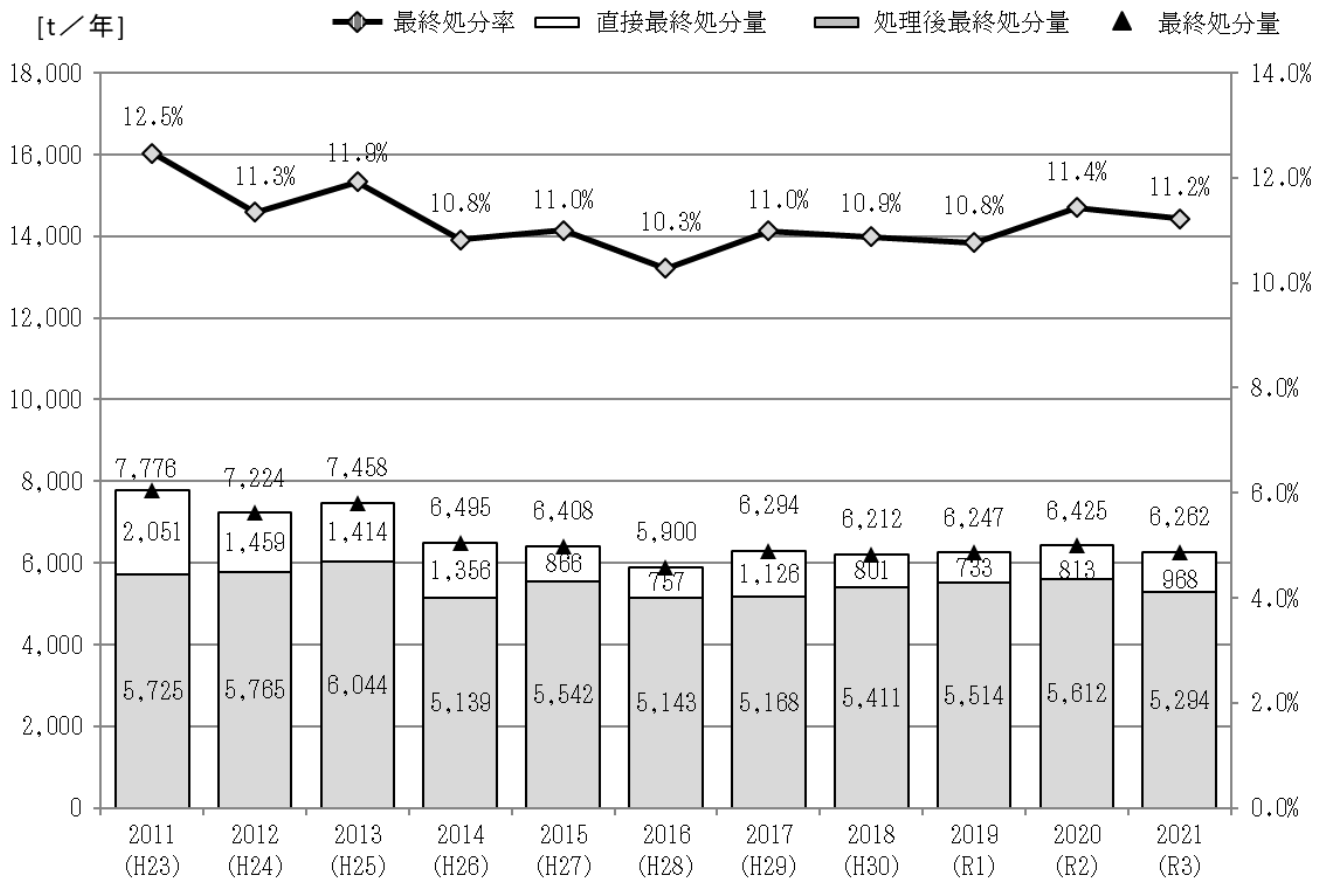


図3-8-8 最終処分率の推移

表3-8-3 最終処分率の推移

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
最終処分率	12.5%	11.3%	11.9%	10.8%	11.0%	10.3%	11.0%	10.9%	10.8%	11.4%	11.2%
直接最終処分量 [t/年]	2,051	1,459	1,414	1,356	866	757	1,126	801	733	813	968
処理後最終処分量 [t/年]	5,725	5,765	6,044	5,139	5,542	5,143	5,168	5,411	5,514	5,612	5,294
最終処分量 [t/年]	7,776	7,224	7,458	6,495	6,408	5,900	6,294	6,212	6,247	6,425	6,262

本市の最終処分率は、富山県や全国と比較するとやや高めになっています。

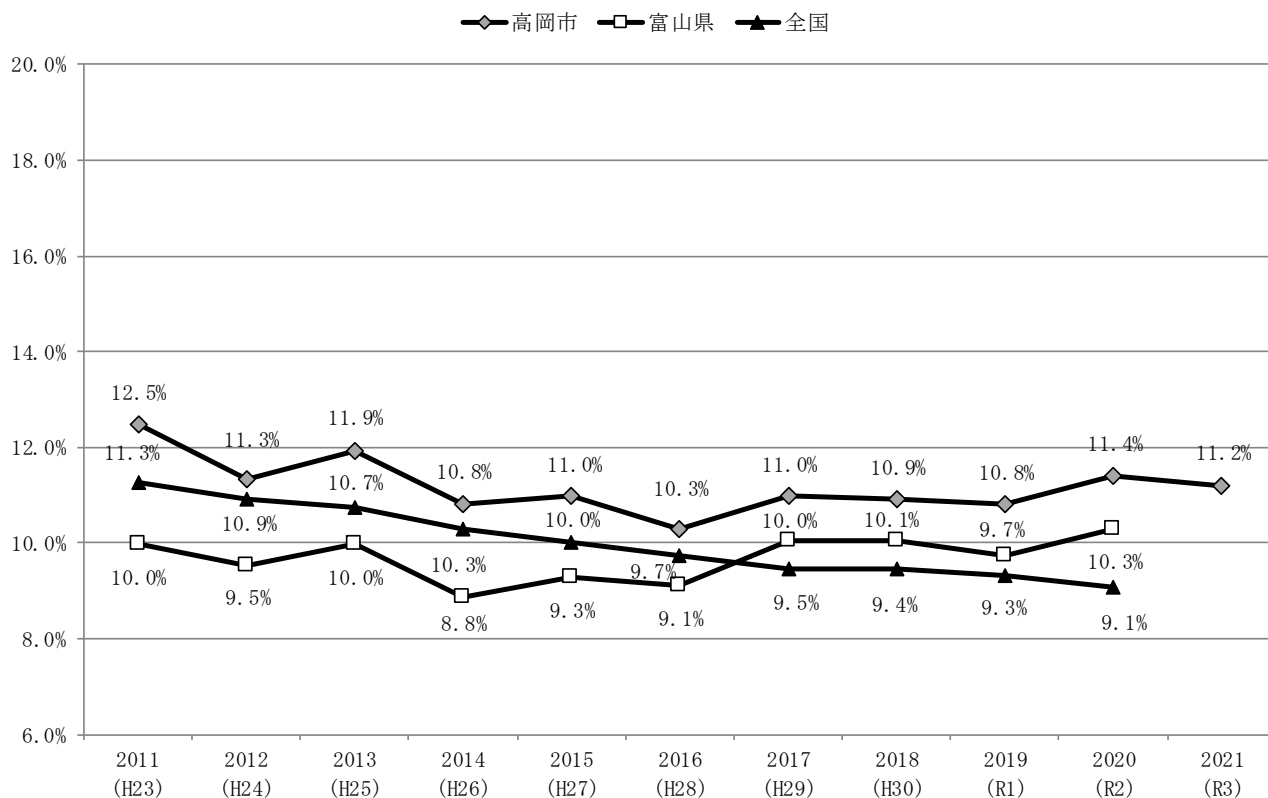


図3-8-9 最終処分率の推移 (高岡市、富山県、全国)

表3-8-4 最終処分率の推移 (高岡市、富山県、全国)

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
高岡市	12.5%	11.3%	11.9%	10.8%	11.0%	10.3%	11.0%	10.9%	10.8%	11.4%	11.2%
富山県	10.0%	9.5%	10.0%	8.8%	9.3%	9.1%	10.0%	10.1%	9.7%	10.3%	-
全国	11.3%	10.9%	10.7%	10.3%	10.0%	9.7%	9.5%	9.4%	9.3%	9.1%	-

(6) 本計画の目標の進捗状況

本計画で掲げている目標値に対する実績値の進捗状況を次項以降の表3-8-5及び図3-8-10に示します。

一般廃棄物の排出量は、2021（令和3）年度目標値と同年度実績値を比べると、目標値に対し1,747 t 減量化が進んでいます。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量を含む）は、2021（令和3）年度目標値と同年度実績値を比べると、目標を達成（達成率101.4%）しています。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）は、2021（令和3）年度の目標値に対し、減量化量が1人1日あたり13.6 g 不足（達成率96.9%）しています。燃やせるごみに混入していると考えられる紙類やプラスチック類といった資源物の分別を徹底する等し、燃やせるごみの減量化を進めていく必要があります。

事業系ごみの排出量は、2021（令和3）年度目標値と同年度実績値を比べると、目標値に対し678 t 減量化が進んでいます。

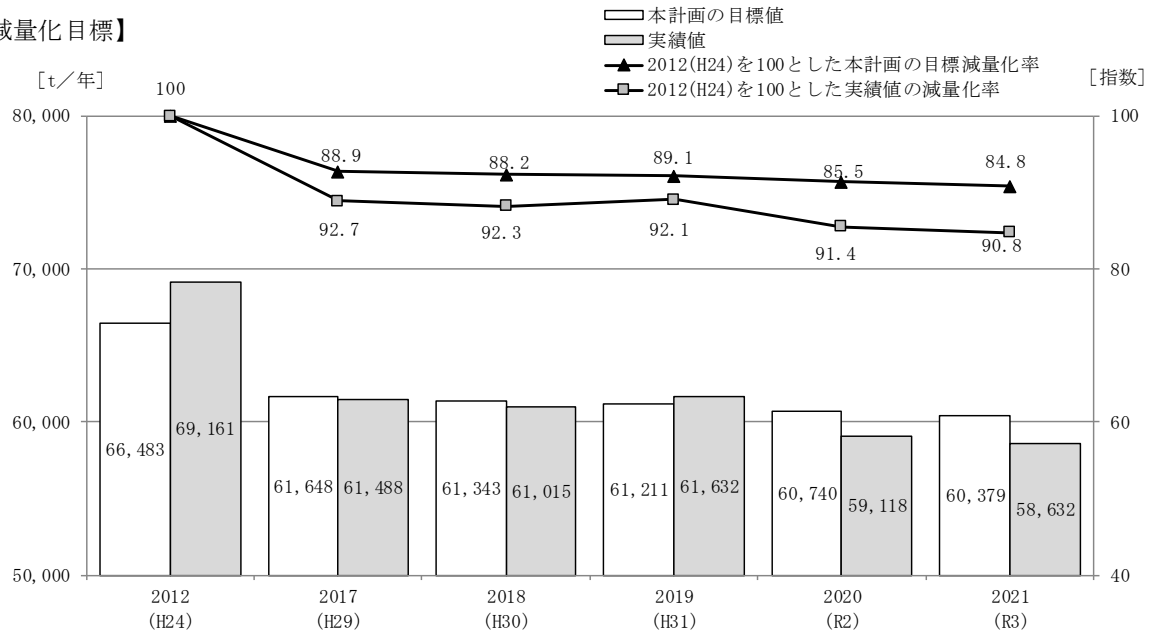
再生利用率は、2021（令和3）年度目標値と同年度実績値を比べると、目標値に対し2.4% 不足（達成率89.6%）しており、目標値達成はほぼ困難な状況となっています。

最終処分量は、2021（令和3）年度目標値と同年度実績値を比べると、目標値に対し減量化量が504 t 不足（達成率92.0%）しています。

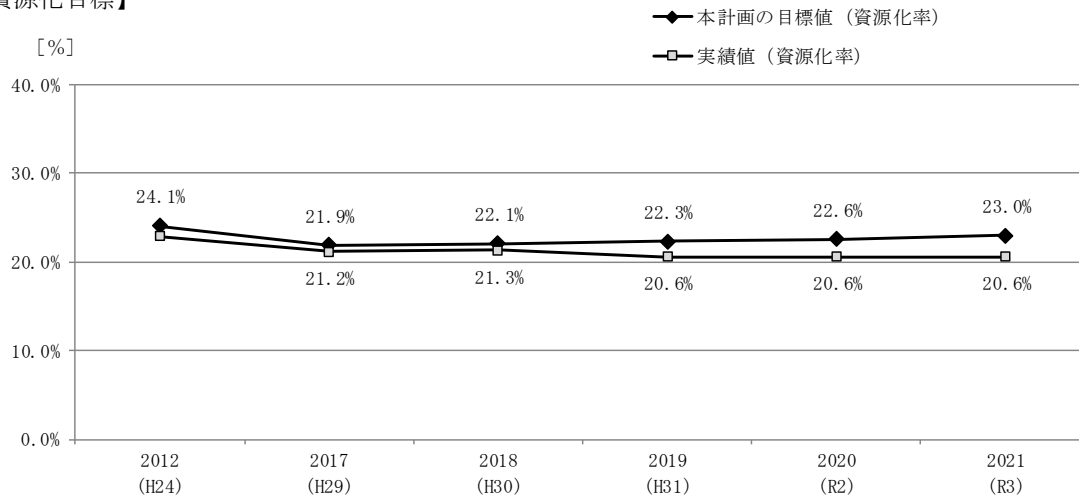
表3-8-5 本計画の目標の進捗状況

項 目			年度	基準年度	実績の 最終年度	中間目標年度	最終 目標年度
				2012 (H24)	2021 (R3)	2022 (R4)	2027 (R9)
			本計画	← 実績値 →		← --- 目標値 --- →	
人口	人		本計画（目標値）		169,240	168,245	163,063
			実績値	177,381	166,641		
減量化目標 〔一般廃棄物の 排出量〕	年間排出量	t / 年	本計画（目標値）	66,483	60,379	60,023	58,334
			実績値	69,161	58,632		
		達成率		—	103.0%		
	減量化率	—	本計画（目標値）	100	90.8	90.3	87.7
			実績値	100	84.8		
		達成率		—	107.1%		
	1人1日当たりの ごみ排出量	g / 人・日	本計画（目標値）		977.4	977.4	977.4
			実績値	1,068.2	964.0		
		達成率		—	101.4%		
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （集団回収量を含む）	g / 人・日	本計画（目標値）		584.7	584.8	584.8
			実績値	647.1	576.4		
		達成率		—	101.4%		
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （集団回収量、資源ごみ等を除く）	g / 人・日	本計画（目標値）		423.8	421.1	401.5
			実績値	465.2	437.4		
		達成率		—	96.9%		
	事業系ごみ排出量	t / 年	本計画（目標値）		24,256	24,110	23,432
			実績値	27,262	23,578		
		達成率		—	102.9%		
資源化目標 （再生利用率）	再生利用率 （＝資源化率）	%	本計画（目標値）	17.7%	23.0%	23.5%	27.0%
			実績値	22.9%	20.6%		
	達成率	%		—	89.6%		
最終処分量の 削減目標	年間最終処分量	t / 年	本計画（目標値）	7,311	5,758	5,723	5,563
			実績値	7,224	6,262		
		達成率		—	92.0%		
	削減率	—	本計画（目標値）	100	78.8	78.3	76.1
			実績値	100	86.7		
		達成率		—	90.9%		

【減量化目標】



【資源化目標】



【最終処分量の削減目標】

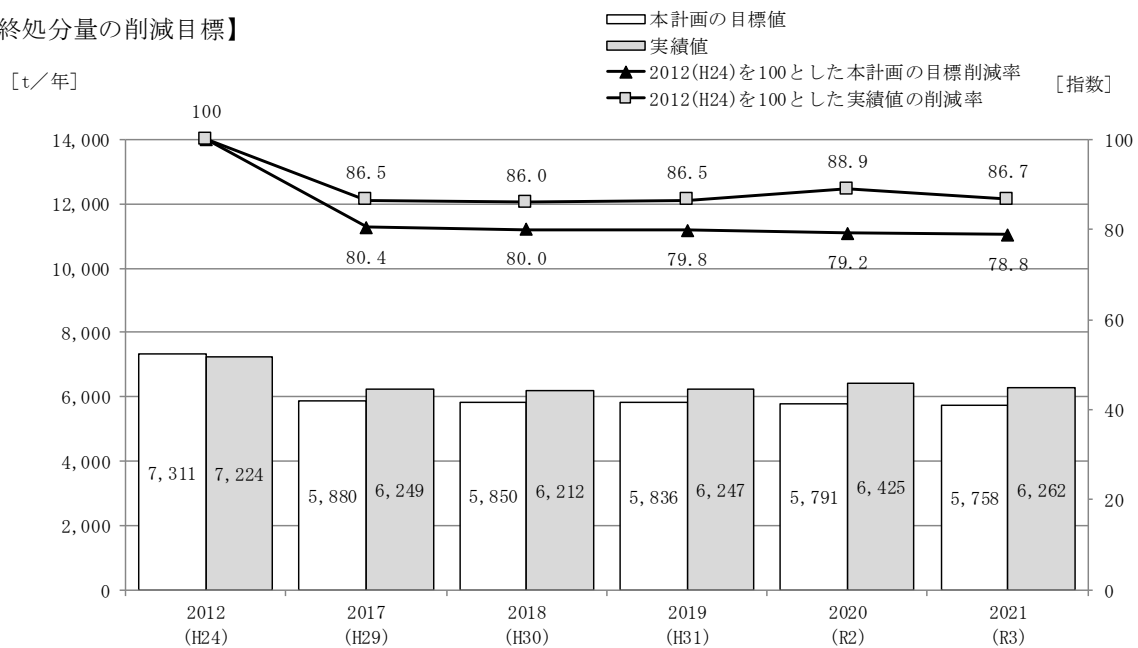


図3-8-10 本計画の目標の進捗状況

(7) システム分析による類似都市との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省 2013（平成25）年4月改訂）」では、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」と定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（2020（令和2）年度実績版）（以下、「支援ツール」という。）」を公表していることから、支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とすることで、本市の循環型社会形成の構築に向けた課題を整理しました。

1) 類似都市の抽出

類似都市の概要を表3-8-6に示します。

表3-8-6 類似都市の概要

支援ツール	市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（2020（令和2）年度実績版）
都市形態	・都市（政令指定都市、特別区、中核市、特例市に該当する市以外の市） ・同一都道府県内又は地方内での比較を行わない ・都市形態を考慮する
産業構造	・産業構造：2（第2次・第3次人口比 95%以上、第3次人口比 65%未満） ・第2次・第3次産業人口比率 97.8% ・第3次産業人口比率 64.5%
人口区分	・産業構造を考慮する ・100,000人以上 300,000人未満
類似都市数	29（表 3-8-7 に示す）

表3-8-7 類似都市の一覧

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
茨城県	日立市	石川県	白山市	愛知県	瀬戸市	三重県	鈴鹿市
	古河市	岐阜県	大垣市		半田市	滋賀県	彦根市
栃木県	足利市		各務原市		刈谷市		長浜市
	佐野市		可児市		安城市		東近江市
	小山市	静岡県	富士宮市		小牧市	広島県	東広島市
群馬県	桐生市		磐田市		稲沢市		
富山県	高岡市		焼津市		東海市		
石川県	小松市		藤枝市	三重県	桑名市		

2) システム分析に基づく類似都市との比較結果

支援ツールを用いて実施した2020（令和2）年度実績に基づくシステム分析結果を次項の図3-8-11及び表3-8-8に示します。

システム分析結果についての評価は以下のとおりです。

注記）支援ツールから算出される値は、各自治体の一般廃棄物処理システムを客観的に比較、評価するために用いられることから、例えば、人口1人当たりの年間処理経費は、施設整備費等を除いたごみ処理費や維持管理費等を基に算出されており、本項以前の項で整理している実績値とは値が異なる。

ア. 人口1人1日当たりのごみ排出量

類似都市の平均893g／人・日に対し、本市は957g／人・日と多くなっており、今後一層のごみの減量化が求められています。

イ. 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）

類似都市の平均16.0％に対し、本市は19.4％と高く、資源化が進んでいる状況です。

ウ. 廃棄物のうち最終処分される割合

類似都市の平均0.075tに対し、本市は0.109tと、ごみ1t当たりの最終処分量は多い状況となっています。

エ. 人口1人当たりの年間処理経費

類似都市の平均11,244円／人・年に対し、本市は10,559円／人・年と低く処理経費の削減が進んでいる状況です。

オ. 最終処分減量に要する費用

収集運搬から中間処理までに要した費用は、類似都市の平均35,453円／tに対し、本市は32,335円／tと処理経費の削減が進んでいる状況です。

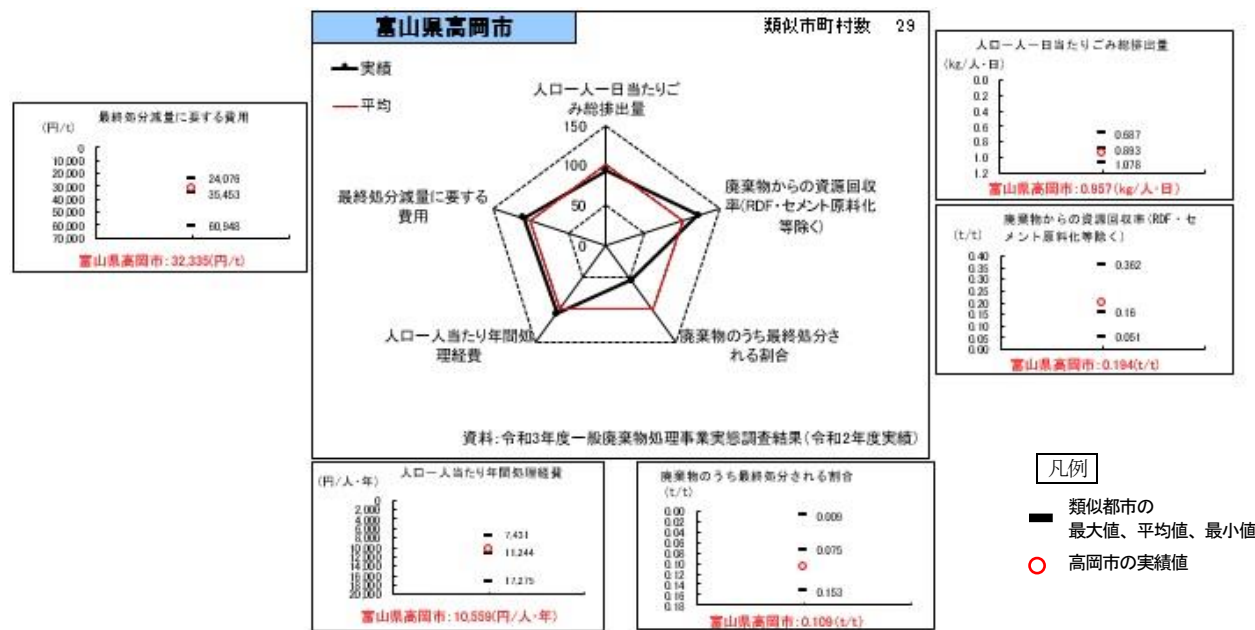


図3-8-11 システム分析結果

表3-8-8 システム分析結果（類似市町村数29、人口100,000人以上300,000人未満）

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する 費用 (円/t)
平均	0.893	0.16	0.075	11,244	35,453
最大	1.078	0.362	0.153	17,275	60,948
最小	0.687	0.051	0.009	7,431	24,076
高岡市(R2年度実績)	0.957	0.194	0.109	10,559	32,335
指数値	92.8	121.3	54.7	106.1	108.8

注記) 指数値は、類似都市の平均値を100.0とした場合の本市の比較値。平均値100.0より高い方が優れていることを示す。

都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する 費用 (円/t)
茨城県	08202	茨城県日立市	都市2	173,750	0.964	0.19	0.039	8,905	25,737
茨城県	08204	茨城県古河市	都市2	142,331	0.938	0.159	0.079	10,607	28,135
栃木県	09202	栃木県足利市	都市2	146,324	1.067	0.119	0.124	11,072	31,269
栃木県	09204	栃木県佐野市	都市2	117,492	0.899	0.126	0.072	13,449	41,413
栃木県	09208	栃木県小山市	都市2	167,382	0.889	0.212	0.044	12,878	40,866
群馬県	10203	群馬県桐生市	都市2	108,730	1.045	0.11	0.113	13,216	37,814
富山県	16202	富山県高岡市	都市2	169,198	0.957	0.194	0.109	10,559	32,335
石川県	17203	石川県小松市	都市2	107,820	0.83	0.158	0.122	9,359	34,231
石川県	17210	石川県白山市	都市2	113,598	0.937	0.1	0.049	8,728	24,076
岐阜県	21202	岐阜県大垣市	都市2	158,342	0.884	0.185	0.037	13,395	37,462
岐阜県	21213	岐阜県各務原市	都市2	144,619	0.917	0.248	0.009	13,276	39,790
岐阜県	21214	岐阜県可児市	都市2	100,037	0.743	0.084	0.012	8,395	28,506
静岡県	22207	静岡県富士宮市	都市2	131,477	0.888	0.178	0.025	10,486	28,446
静岡県	22211	静岡県磐田市	都市2	169,490	0.767	0.122	0.091	9,337	32,605
静岡県	22212	静岡県焼津市	都市2	138,497	0.804	0.193	0.047	9,436	33,347
静岡県	22214	静岡県藤枝市	都市2	144,217	0.687	0.187	0.084	8,894	38,255
愛知県	23204	愛知県瀬戸市	都市2	129,131	0.843	0.138	0.114	7,431	24,507
愛知県	23205	愛知県半田市	都市2	119,590	1.078	0.244	0.125	9,983	28,998
愛知県	23210	愛知県刈谷市	都市2	153,021	0.963	0.183	0.087	10,015	27,252
愛知県	23212	愛知県安城市	都市2	190,155	0.907	0.181	0.078	13,245	42,845
愛知県	23219	愛知県小牧市	都市2	151,920	0.895	0.362	0.022	13,784	41,855
愛知県	23220	愛知県稲沢市	都市2	136,315	0.779	0.169	0.09	10,202	37,298
愛知県	23222	愛知県東海市	都市2	114,755	0.844	0.135	0.093	17,275	60,948
三重県	24205	三重県桑名市	都市2	141,458	1.032	0.051	0.03	9,269	24,681
三重県	24207	三重県鈴鹿市	都市2	199,249	0.935	0.1	0.025	15,941	45,875
滋賀県	25202	滋賀県彦根市	都市2	112,480	0.803	0.126	0.116	13,749	49,132
滋賀県	25203	滋賀県長浜市	都市2	117,116	0.829	0.135	0.127	11,006	37,894
滋賀県	25213	滋賀県東近江市	都市2	113,798	0.817	0.151	0.049	11,395	37,742
広島県	34212	広島県東広島市	都市2	188,929	0.947	0.094	0.153	10,788	34,817

3.9 課題の整理

(1) 排出抑制

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量含む）は、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は8.0%減少しており、富山県や全国と比較すると減量化が進んでいます。

富山県が行った家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査結果では、家庭系燃やせるごみのうち8.9%が手付かず食品、食べ残しであることから、本市の家庭系燃やせるごみ26,214 t（2021（令和3）年度）の中にも、2,333 tの手付かず食品、食べ残しが含まれていると推計されます。本市では、今後一層の減量化を進めていく上で、食品ロス削減に取り組んでいく必要があります。

また、富山県の調査では、家庭系燃やせるごみのうち45.0%が食品廃棄物であることから、引き続き、ごみを排出する際の水切りを啓発していく必要があります。

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、2011（平成23）年度に比べ、2021（令和3）年度は6.1%減少していますが、富山県や全国と比較すると高くなっています。

大規模事業所から排出される事業系ごみの組成では、厨芥類、紙類の占める割合が多いことから、事業者に対し減量化の協力要請や自主的・主体的にごみ減量化に取り組むための支援をしていく必要があります。

(2) 資源化の促進・収集・運搬

本市の2021（令和3）年度の再生利用率は20.6%であり、近年は横ばいで推移していることから、本計画での中間目標である2022（令和4）年度再生利用率23.5%の達成は、ほぼ困難な状況となっています。

家庭系燃やせるごみの中には、資源化が可能な紙類やプラスチック類の混入が考えられることから、実態調査によりその潜在量を把握し、引き続き、ごみ分別排出の徹底に向けた啓発をしていく必要があります。特にプラスチック類については、プラスチック資源循環促進法に基づく一括回収の検討を進める必要があります。また、現在は焼却処理をしている剪定枝等の木質系廃棄物についても、資源化を検討していく必要があります。

事業系燃やせるごみの中には、厨芥類、紙類の占める割合が多いことから、事業者に対し減量化とともに資源化の協力要請をしていく必要があります。多量に発生する剪定枝等の木質系廃棄物についても、焼却ではなく資源化の徹底に向けた啓発をしていく必要があります。

(3) 中間処理

本市では2014（平成26）年9月末をもって、リサイクルプラザ、福岡リサイクルセンターの中間処理施設の機能を廃止しました。このことから、本市の資源化施設は全て民間施設であり、引き続き民間施設を積極的に活用し、効率的な資源化を促進していく必要があります。

(4) 最終処分

本市の2021（令和3）年度の焼却等による処理後最終処分量は5,294 t であり、最終処分量6,262 t のうち84.5%を占めています。これらのほとんどが焼却残灰であることから、燃やせるごみの減量化により、焼却残灰の発生量の削減を進めていく必要があります。また、焼却残灰の有効活用方策を検討していく必要があります。

(5) ごみ処理経費

施設整備費等を除いた本市の人口1人当たりの年間処理経費は10,559円／人・年と、類似都市と比べ、処理経費の削減が進んでいます。今後一層、少子高齢化、人口減少等が進んでいくと想定されることから、社会情勢に見合った経済性、効率性、合理的なごみ処理・収集運搬体制について、適宜見直していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

4.1 計画の基本理念

本市では、市民や事業者の理解や協力のもと、「循環型社会形成推進基本法」に規定する廃棄物処理の優先順位①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処分に基づき、持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

循環型社会の実現は、行政のみで対応できるわけではなく、特に①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）においては、ごみの排出者となる市民や事業者がそれぞれの立場で「資源を大切にし、かけがえのない地球環境や地域の豊かな自然環境を次世代のこどもたちに継承していく」という意識を持ちながら、責任をもって行動していく必要があります。

本市では、市民・事業者・市が三者一体の協働体制により、今後一層の持続可能な循環型社会を実現していくために、これまで以上にごみの減量化や資源化に対する意識や関心を高め、わかりやすく親しみやすい言葉で広く取り組んでいくことが引き続き重要であると考えます。

そこで、本計画の基本理念は次のとおりとします。

基本理念

**もったいないの心で築く
循環型都市・たかおか**

備考) 「もったいない」とは、環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニア人のワンガリ・マータイさんが、2005（平成17）年に来日した際に感銘を受けた日本語。「もったいない」には、環境活動の3Rと限られた地球資源に対する Respect（尊敬の念）が込められており、世界共通言語「MOTTAINAI」として広めることを提唱した。（3R + Respect = 「もったいない」）



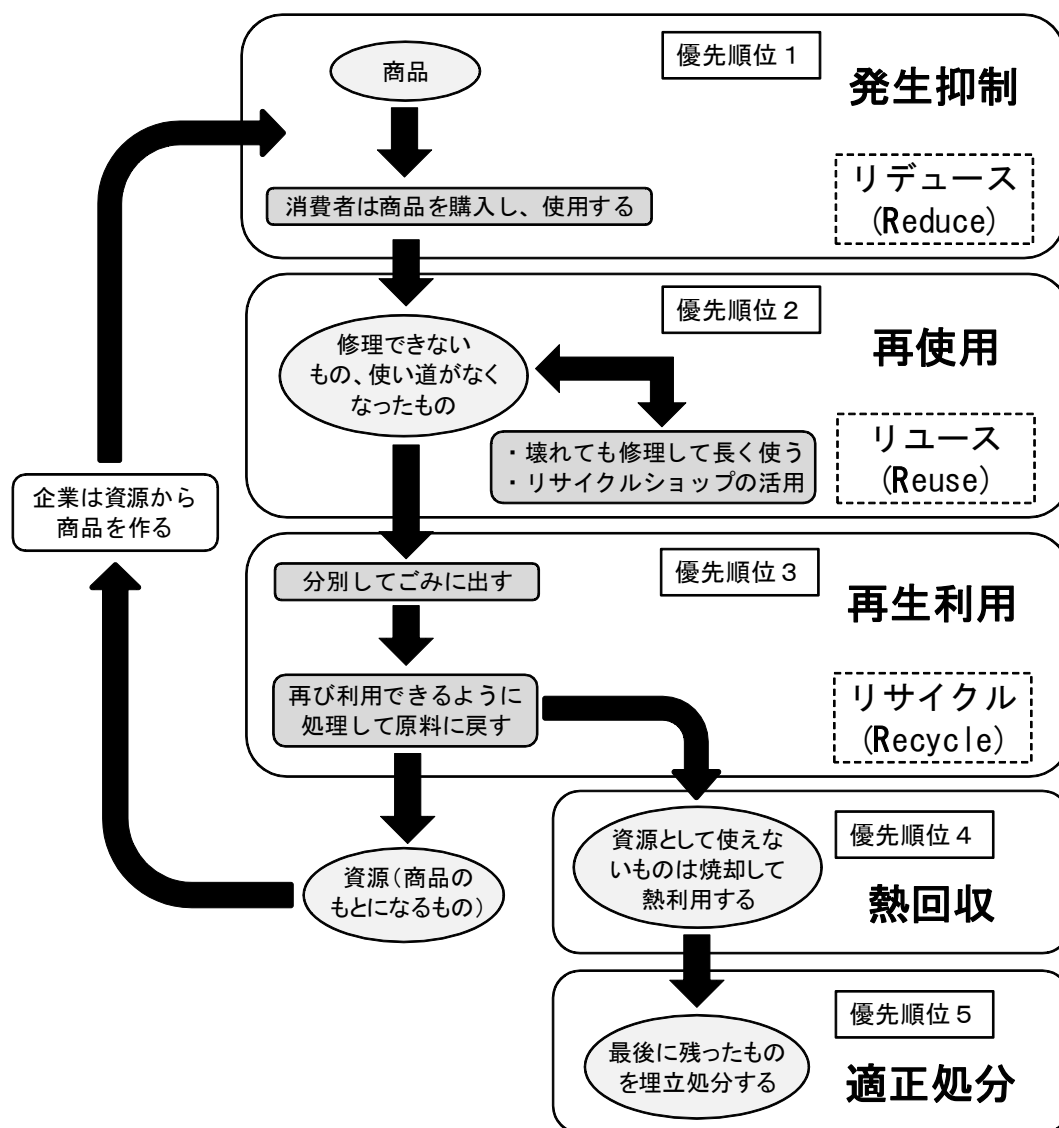


図4-1-1 循環型社会の姿

優先順位 1	発生抑制 リデュース (Reduce)	ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らすこと。
優先順位 2	再使用 リユース (Reuse)	不要なものが出ても、そのまま使えるものならば繰り返し使用すること。
優先順位 3	再生利用 リサイクル (Recycle)	再使用できなくて、ごみになる場合は、正しく分別し、資源として再生すること。
優先順位 4	熱回収	再生利用できず、燃やさざるを得ないごみを焼却する際に発電や余熱利用を行うこと。
優先順位 5	適正処分	処分する以外の手段がない場合は、適正に埋立処分すること。

発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を「3R」といい、その中でも、優先順位が高い発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を「2R」といいます。

4.2 基本方針

基本理念を実現するためには、廃棄物処理の優先順位に基づく廃棄物行政を進めていくとともに、これらのしくみを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させる必要があります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1	発生源からはじめるごみ減量の推進 －発生抑制・再使用－
基本方針2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 －分別・再生利用－
基本方針3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 －適正処理・処分－
基本方針4	計画の実現に向けた体制整備 －体制・しくみづくり－

なお、基本方針に基づく主な施策については、P. 63以降に示します。

4.3 計画の目標(数値目標)の設定

(1) 国・富山県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」との整合について

国は全国の平均的な目標として、循環型社会を形成するための「廃棄物の減量化等の目標」を定めています。

ごみ量は都市の規模等によって異なり、例えば人口の多い大都市ほど、排出される1人当たりのごみの量は多くなる傾向があります。

このため、地方自治体が廃棄物行政の方向性を検証するためには、都市の規模や地域における取り組み状況等を踏まえた上で、地方自治体が掲げた目標(数値目標)と国が定めた「廃棄物の減量化等の目標」とを照らし合わせつつ、評価していくことが求められます。

国と富山県が定めている「廃棄物の減量化等の目標」を以下に示します。

なお、国・富山県ともに令和2年度以降の数値目標の項目として、従来の「再生利用率」に替えて「循環利用率」を使用していますが、一般廃棄物の「循環利用率」は従来の「再生利用率」の数値と同じです。

■国の「廃棄物の減量化等の目標」

■国の目標

「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018(平成30)年6月19日閣議決定)

《「別紙2 循環型社会形成のための指標・数値目標一覧」より抜粋》

項 目	【2025(令和7)年度：目標】
排 出 量	約3,800万トン [2017(平成29)年度比 約11%削減]
循環利用率	約28%に増加
最終処分量	約320万トン [2017(平成29)年度比 約17%削減]

■富山県の「廃棄物の減量化等の目標」

■富山県の目標

「富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）」（2021（令和3）年3月）

«「第4章 計画の目指す姿と施策の方向性」より抜粋»

第2節 計画の目標

1 一般廃棄物の目標

一般廃棄物の数値目標については、表4-2のとおり、排出量は、将来予測の398千tに対し、令和7年度において374千tに削減（29年度に対し11%削減）することを目標とします。

循環利用率は、将来予測の27%に対し、7年度において28%に増加させることを目標とします。

最終処分量は、将来予測の36千tに対し、7年度において32千tに削減（29年度に対し17%削減）することを目標とします。

表4-2 一般廃棄物の目標

区 分	現 状			将来予測	目標値
	28年度	29年度	30年度	7年度	7年度
排 出 量	417千t	421千t	420千t	398千t	374千t [29年度比▲11%]
循環利用率	26%	27%	27%	27%	28%
最終処分量	35千t	38千t	38千t	36千t	32千t [29年度比▲17%]

(2) 計画目標の設定

1) 基準年度、中間年度及び目標年度について

第1章で定めたとおり、計画期間は2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間とし、中間年度を2022（令和4）年度、目標年度を計画の最終年度となる2027（令和9）年度とします。

また、基準年度を2019（令和元）年度とします。

2) 数値目標の設定

① 廃棄物の減量化等の目標量

本市が掲げる数値目標を、以下のとおり定めます。

表4-3-1 廃棄物の減量化等の目標

項目		廃棄物の減量化等の目標量		
		減量化目標	資源化目標	最終処分量の削減目標
基本方針との関連性		基本方針1の達成状況を把握するための目標	基本方針2の達成状況を把握するための目標	基本方針1～3の達成状況を把握するための目標
計画目標		基準年度を2019（令和元）年度とし、2027（令和9）年度までに11.0%減量します。	2027（令和9）年度までに28.0%にします。	基準年度を2019（令和元）年度とし、2027（令和9）年度までに17.0%減量します。
2019年度 (R1) [基準]	実績値	61,632 t	20.6 % (再生利用量 12,683 t)	6,247 t
2021年度 (R3) [最終実績]	実績値	58,632 t (減量化率 △ 4.9 %)	20.6 % (再生利用量 12,091 t)	6,262 t (削減率 + 0.2 %)
2022年度 (R4) [中間目標]	推計値	58,356 t	20.7 % (再生利用量 12,060 t)	6,342 t
	目標値 (現行)	60,023 t	23.5 % (再生利用量 14,106 t)	5,723 t
2027年度 (R9) [目標]	推計値	56,422 t (減量化率 △ 8.5 %)	20.7 % (再生利用量 11,675 t)	6,132 t (削減率 △ 1.8 %)
	目標値 (改定後)	54,852 t (減量化率 △ 11.0 %)	28.0 %超 (再生利用量 15,358 t超)	5,185 t (削減率 △ 17.0 %)

② 目標値の設定根拠

表4-3-1で示した目標値の設定根拠を以下に示します。

表4-3-2 目標値の設定根拠

項目	目標値の設定根拠
減量化目標	・国・富山県の目標（廃棄物の減量化等の目標）では、2017（平成29）年度の排出量に対し、8カ年で11.0%減とする目標としています。 ・本市の目標年度は2027（令和9）年度であることから、2019（令和元）年度を基準年とし、8カ年で11.0%減とすることを基本的な考え方とします。 ・この考え方から目標年度である2027（令和9）年度の目標値を算出すると54,852 t となります。 ・なお、本市の2027（令和9）年度の推計値は、これまでの実績を基に将来予測人口により単純推計すると56,422 t（2019（令和元）年度比8.5%減）となります。
資源化目標	・国・富山県の目標（廃棄物の減量化等の目標）では、2025（令和7）年度の目標値を28.0%としています。 ・本市の目標年度は2027（令和9）年度であることから、その目標値を国等の目標と同等の28.0%超と設定します。 ・当該目標は基準年に対する相対的指標ではないことから、1年でも前倒しの目標達成を目指します。
最終処分量の削減目標	・国・富山県の目標（廃棄物の減量化等の目標）では、2017（平成29）年度の最終処分量に対し、8カ年で17.0%減とする目標としています。 ・本市の目標年度は2027（令和9）年度であることから、2019（令和元）年度を基準年とし、8カ年で17.0%減とすることを基本的な考え方とします。 ・この考え方から目標年度である2027（令和9）年度の目標値を算出すると5,185 t となります。 ・なお、本市の2027（令和9）年度の推計値は、これまでの実績を基に将来予測人口により単純推計すると6,132 t（2019（令和元）年度比1.8%減）となります。

③ 各項目の目標値の設定

各項目の目標値について以下のとおり定めます。

項 目		基準年度	実績の 最終年度	目標年度
		2019 (R1)	2021 (R3)	2027 (R9)
人口	人	169,530	166,641	160,711

減量化目標 〔一般廃棄物の 排出量〕	年間排出量	t / 年	61,632	58,632	54,852
	減量化率	—	100	95.1	89.0
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	g / 人・日	431.6	437.4	394.3

資源化目標 (再生利用率)	再生利用率 (=資源化率)	%	20.6%	20.6%	28.0%
------------------	------------------	---	-------	-------	-------

最終処分量の 削減目標	年間最終処分量	t / 年	6,247	6,262	5,185
	削減率	—	100	100.2	83.0

4. 4 基本方針に基づく施策の展開

計画目標（数値目標）の達成に向けて、本市（行政）が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針 1 発生源からはじめるごみ減量の推進 —発生抑制・再利用—

●：重点施策

大 項 目		小 項 目	継続	拡大 新規
(リデュース)の発生抑制の推進	共 通	①容器包装ごみ・使い捨てごみの削減	○	
		②ごみ処理にかかるコスト意識の醸成	●	
	家庭編	③ごみを出さない生活スタイルの推進		●
	事業者編	④事業者に対する排出者責任の徹底	○	
		⑤事業者と連携したごみの削減	●	
再 使 用 (リユース) の 推 進		①リユースの情報提供・普及啓発	○	
		②リユース容器（リターナブルびん）の再利用	○	
		③手付かず食品の再利用の推進		●



基本方針2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 ー分別・再生利用ー

●：重点施策

大項目	小項目	継続	拡大 新規
家庭系ごみの 分別排出ルール の徹底	①分別排出ルール遵守のための広報・啓発	●	
	②違反ごみ等への対応	○	
	③資源物の持ち去りへの対応	○	
	④多様な回収ルートによる資源物等の回収	○	
	⑤市民団体等による集団回収の推進		●
事業系ごみの 排出管理の推進	①分別排出ルール遵守の徹底	○	
品目別資源化 の推進	①容器包装廃棄物の資源化の推進	○	
	②古紙類の資源化の推進	○	
	③高分子系ごみ（廃プラスチック類）の資源化の推進		●
	④小型家電の資源化の推進	○	
	⑤パソコンの資源化の推進	○	
	⑥木質系廃棄物の資源化の推進		●
	⑦水銀廃棄物（蛍光灯・乾電池等）の資源化の推進	○	
	⑧廃てんぷら油の資源化の推進	○	
	⑨新たな資源化の方策の調査・研究		●
循環型ビジネス の支援	①循環経済関連ビジネスの強化・創出		●
	②民間資源化施設の活用と資源化情報等の蓄積・提供	○	
	③再生品の利用拡大	○	



基本方針3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進

—適正処理・処分—

●：重点施策

大項目	小項目	継続	拡大 新規
適正な収集運搬体制 の維持	①効率的な収集・運搬体制の整備	○	
	②市民満足度の高い収集・運搬体制の整備	○	
	③環境に優しい収集車両の導入検討		●
適正な処理体制 の維持	①施設の適正管理と運用による環境負荷の低減	○	
	②計画的な施設整備		●
	③最終処分場の適正管理	○	
	④排出禁止物等への対応	○	
	⑤一般廃棄物処理業の許可	○	
災害廃棄物への 対応	①「災害廃棄物処理計画」の推進		●



基本方針 4 計画の実現に向けた体制整備

一体制・しくみづくりー

●：重点施策

大 項 目	小 項 目	継続	拡大 新規
環境教育と 啓発活動の 推進	①環境教育・環境学習の充実	○	
	②PR・啓発活動の推進		●
	③自主的・主体的な活動に対する支援と人材育成	○	
環境美化・ 生活環境 保全の推進	①不法投棄への対応	○	
	②不適正処理への対応	○	
	③まちの環境美化への啓発・支援		●
市民や関係機関 との協力体制 の確立	①市民団体・自治会・事業者との連携	○	
	②市関係部局との連携	○	
	③国・県・県内市町村・一部事務組合との連携		●
公平性・透明性 のある廃棄物 行政の推進	①ごみ処理にかかる経費・処理量等の透明化	○	
	②本計画の評価と見直し	○	



【主な施策】

基本方針 1 発生源からはじめるごみ減量の推進

－発生抑制・再使用－

〔基本的な考え方〕

持続可能な循環型社会の実現には、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rに重点を置いた“ごみを出さない”取り組みが重要です。

ごみは一度発生させてしまうと、再使用、再生利用（リサイクル）といった資源の循環的な利用を行った場合でも、少なからず環境への負荷を生じさせてしまいます。そのため、まずはごみ自体を発生させない「発生抑制」に取り組んでいくことが最も効果的です。

また、ごみを発生させた場合でも、形状を維持したまま「再使用」できれば、リサイクルに比べ、環境への負荷を抑えることができます。

“ごみを出さない”取り組みを進めていくためには、私たち一人ひとりがごみの排出者であることを認識し、それぞれの立場で創意工夫しながら、自主的・主体的に進める必要があります。

このため、本市では、ごみに対する関心を更に深めてもらうための啓発活動や市民や事業者が自主的・主体的にごみの減量化に取り組むための支援、情報提供、仕組みづくりを行っていきます。

1) ごみの発生抑制（リデュース）の推進

① 容器包装ごみ・使い捨てごみの削減
・ 過剰包装の抑制、詰め替え可能な商品の採用・購入の促進
・ 「マイバック持参運動（レジ袋の削減運動）」の促進
・ 「マイ箸&置き箸運動」の促進
② ごみ処理にかかるコスト意識の醸成
・ 家庭系及び事業系の燃やせるごみ袋の有料化制度の継続
・ 家庭系及び事業系の直接搬入ごみの受入基準や料金体系の見直し
③ ごみを出さない生活スタイルの推進
・ 家庭系廃棄物の組成調査による発生抑制の推進
・ 食品廃棄物の実態把握アンケート調査による発生抑制の推進
・ 食品ロス削減に向けたエコスタイルの提案「ストップ・ザ・フードロス」
・ 市民団体と連携した消費者教育及び啓発の展開

④ 事業者に対する排出者責任の徹底
・ 大規模事業者（建築延面積3,000㎡以上及び建築延面積3,000㎡未満で年間50 t 以上のごみを排出する事業所）への「事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書」の提出の義務づけと訪問指導
・ 実態把握アンケート調査による発生抑制の推進
⑤ 事業者と連携したごみの削減
・ 自主的な減量化の取り組み支援
・ 食品ロス削減運動協力事業者との連携
・ 事業者との積極的な意見交換の実施

2) 再使用（リユース）の推進

① リユースの情報提供・普及啓発
・ リサイクルショップ、フリーマーケット等の利活用の推進
・ リユースイベントの開催情報等の周知
・ 各種リユースに関する取り組みの調査・紹介
② リユース容器（リターナブルびん）の再利用
・ リターナブルびん（びんビール、びん牛乳等）の利用・返却・再利用の普及・啓発
③ 手付かず食品の再利用の推進
・ フードリサイクル（フードバンク※ ¹ 等）の研究
・ フードドライブ※ ² 協力事業者の拡大
・ 小中学校と連携したリレーフードドライブの検討

※1）食品の製造工程で発生する規格外品や流通段階でのロス商品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のこと。

※2）家庭で使いきれない食品を持ち寄り、福祉施設等へ寄附する活動のこと。

基本方針2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 ー分別・再生利用ー

〔基本的な考え方〕

ごみの発生抑制、再使用の2Rに重点を置いた“ごみを出さない”取り組みは重要ですが、それでもなお排出されるごみについては、可能な限り資源として分別、再生利用を推進していくことが必要です。

本市では、経済性や効率性、環境負荷に配慮しながら、ごみの性状に応じた分別排出を市民や事業者へ協力要請していくことで、資源としての再生利用を進めていきます。市民や事業者を対象に、年齢、性別、世帯の構成、事業所の規模等に応じた分別排出ルールを遵守するための啓発や指導を進めていきます。

また、市民団体等が自主的に行う集団回収や拠点回収の充実を図ることで、市民の自主的な取り組みを支援します。

民間資源化施設を有効活用しながら循環ビジネスの活性化を図るとともに、分別収集の頻度や方法、新たな資源化技術や民間資源化施設の動向を調査・研究し、より多くの市民や事業者の協力が得られるような基盤づくりを進めていきます。

1) 家庭系ごみの分別排出ルールの徹底

① 分別排出ルール遵守のための広報・啓発
・市民の協力による分別習慣の定着・向上
・「家庭系ごみの分け方と出し方」の作成・配布（※日本語版、英語、中国語、ポルトガル語版）
・市広報紙「市民と市政」等の紙媒体、ホームページ、SNS、町内回覧板（結ネット含む）、マスメディア等を活用した広報・啓発
・希望団体を対象としたごみの分け方と出し方の説明会（出前講座）の開催
・共同住宅管理会社と連携した入居者への周知・啓発
・地域福祉や自治会と連携した高齢者や外国人への周知・啓発
・分別見直しの際の周知徹底
② 違反ごみ等への対応
・分別排出ルールに違反したごみには違反シールを貼り付けし、ごみを収集しない等の措置の実施
③ 資源物の持ち去りへの対応
・定期的な早朝パトロールや警察等の関係機関と連携したパトロールの実施

④ 多様な回収ルートによる資源物等の回収
・拠点回収（高岡市ストックヤード）による資源物の回収 対象品目：古紙類（新聞紙、雑誌・チラシ、紙箱・包装紙、紙パック、段ボール）、飲食用缶類（スチール缶・アルミ缶）、飲食用ペットボトル、飲食用びん（無色、茶色、その他色）、家電品類（小型家電）、わりばし、廃てんぷら油
・拠点回収（市立公民館等市内35ヶ所）による資源物の回収 対象品目：わりばし、廃てんぷら油
・専用ボックス回収（市役所本庁舎、環境政策課等）による資源物の回収 対象品目：携帯電話、スマートフォン等の小型家電、使い捨てコンタクトレンズ空ケース
・拠点回収品目・回収箇所の拡大の検討
⑤ 市民団体等による集団回収の推進
・集団回収登録団体の拡大に向けた啓発
・資源再生品集団回収事業奨励金交付制度の継続と周知
・集団回収品目の拡大の検討
・コロナ禍で停滞した地域ぐるみでの集団回収の再開促進

2) 事業系ごみの排出管理の推進

① 分別排出ルール遵守の徹底
・大規模事業者への「事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書」の提出の義務づけと訪問指導
・収集運搬許可業者と連携した分別排出の指導要請
・高岡広域エコ・クリーンセンターでの搬入物検査（展開検査、目視検査）による指導

3) 品目別資源化の推進

① 容器包装廃棄物の資源化の推進
・容器洗浄等の協力要請のための啓発
・分別排出ルールの啓発の強化「捨てればごみ、生かせば資源！プラゼロ運動！」
② 古紙類の資源化の推進
・事業所から排出されるOA紙、機密書類等の資源化の推進及び古紙業者と連携した高岡広域エコ・クリーンセンターへの搬入規制の検討
・「使用済み年賀はがき回収箱」による資源化の推進
③ 高分子系ごみ（廃プラスチック類）の資源化の推進
・プラスチック資源循環促進法に基づくプラ容器・プラ製品の一括回収の早期実施
・プラ製品に係るサーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの転換

④ 小型家電の資源化の推進
・ 小型家電の適正な回収、資源化の推進
⑤ パソコンの資源化の推進
・ パソコンの適正な回収、資源化の推進
⑥ 木質系廃棄物の資源化の推進
・ 民間資源化施設によるわりばしの資源化の推進
・ 高岡市ストックヤード、高岡広域エコ・クリーンセンターへの搬入規制の検討
・ 家庭から出る剪定枝・木質系家具等の木質系廃棄物の資源化の早期実施
⑦ 水銀廃棄物（蛍光灯・乾電池等）の資源化の推進
・ 「水銀に関する水俣条約」に対応した水銀廃棄物の適正な回収、資源化の推進
⑧ 廃てんぷら油の資源化の推進
・ 民間資源化施設（飼料等）による廃てんぷら油の資源化の推進
⑨ 新たな資源化の方策の調査・研究
・ 新たな資源化に向けた民間資源化施設の動向、資源化技術の進展の調査・研究
・ 埋立処理している焼却残灰の資源化の検討

4) 循環型ビジネスの支援

① 循環経済関連ビジネスの強化・創出
・ 地域資源を生かした地域活性型資源循環モデルの創成促進
・ 水平リサイクル等高度なりサイクルを目指す取り組みへの支援
② 民間資源化施設の活用と資源化情報等の蓄積・提供
・ 民間資源化施設の活用の促進
・ 先進的な減量化・資源化の取り組み事例の調査・紹介・協力
・ 「とやまエコ・ストア制度※ ¹ 」の周知・啓発
③ 再生品の利用拡大
・ 「富山県リサイクル認定制度※ ² 」の周知と啓発
・ 分別したごみの再商品化事例の紹介
・ 環境への負荷が少ない商品（エコマークやグリーンマーク）の購入の推進

※1) エコライフの取り組みを推進するため、事業者がレジ袋の無料配布廃止、資源物の回収、適切な店舗温度設定等の環境配慮行動に積極的に取り組み、県民はその事業者の取り組みに協力する富山県の制度。

※2) 廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組んでいる事業所を認定する富山県の制度。

基本方針 3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進

—適正処理・処分—

〔基本的な考え方〕

発生抑制、再使用によるごみの減量化や、再生利用を推進していくことは重要ですが、それでもなお排出されるごみは、適正に処理する必要があります。

本市では、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまで、経済性や効率性に配慮しながら、できるだけ環境への負荷が少ない方法で、安全、安心かつ適正にごみを処理していきます。

本市で取り扱わない排出禁止物は、適正な処理対応を定めて、市民への啓発・指導に努めます。

また、大規模地震や集中豪雨等の災害に備えるために、「高岡市災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、平常時から被災時における廃棄物処理体制を関係機関と共に構築していきます。

1) 適正な収集運搬体制の維持

① 効率的な収集・運搬体制の整備
・ 少子高齢化、人口減少等の社会情勢を踏まえた、経済性、効率性、合理性に適った収集運搬体制の適宜見直し
② 市民満足度の高い収集・運搬体制の整備
・ ごみ集積所の適正な維持管理（各自治会への協力要請）
・ ごみ集積所の新設または増改築に対する財政支援（助成金制度）の実施
・ 戸別収集（臨時収集）の実施
・ 排出困難者（ひとり暮らし高齢者）に対する個別収集の実施
・ 小売店と連携した店頭回収の実施
・ 収集運搬許可業者と連携した収集運搬体系の構築
③ 環境に優しい収集車両の導入検討
・ E V収集車両の導入に向けた調査・研究
・ 収集車両のエコドライブの実施

2) 適正な処理体制の維持

① 施設の適正管理と運用による環境負荷の低減
・環境保全に配慮した施設の適正管理（高岡広域エコ・クリーンセンター）
・ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーの有効活用（高岡広域エコ・クリーンセンター）
・民間資源化施設を活用した家庭系ごみの処理委託や排出事業者に対する民間資源化施設の活用促進
② 計画的な施設整備
・新たな最終処分場の整備検討
・高岡市ストックヤード等の施設の計画的な補修・改修等の実施
③ 最終処分場の適正管理
・環境保全に配慮した最終処分場の適正管理及び長期的な残余容量の確保（高岡市埋立処分場）
・ごみの減量化・資源化の取り組みによるごみ焼却量と焼却残灰発生量の削減
・埋立処理している焼却残灰の資源化の検討
④ 排出禁止物等への対応
・収集・持ち込みできないごみの指定及び取り扱いの啓発・指導
・在宅医療廃棄物の取り扱いの啓発・指導
⑤ 一般廃棄物処理業の許可
・一般廃棄物処理業の許可による処理体系の構築

3) 災害廃棄物への対応

① 「災害廃棄物処理計画」の推進
・「災害廃棄物処理計画」の適宜見直し
・平常時からの周知・啓発
・仮置場候補地の選定・検討
・関係機関との広域連携による災害廃棄物処理体制の構築

基本方針4 計画の実現に向けた体制整備 ー体制・しくみづくりー

〔基本的な考え方〕

循環型社会を実現させるためには、ごみの発生抑制、再使用、再生利用からなる3Rと、それでもなお排出されるごみの適正処理が必要です。

本市では、これらの取り組みを持続的に発展させるために、市民や事業者、関係機関と連携しながら、廃棄物処理の優先順位に基づく3Rと適正処分を着実に実行するための基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

1) 環境教育と啓発活動の推進

① 環境教育・環境学習の充実

- ・こどもエコクラブ活動との連携
- ・出前講座の開催（小中学校、地域団体、自治会等）
- ・ごみ処理関連施設の見学会の開催（高岡広域エコ・クリーンセンター、高岡市埋立処分場）

② PR・啓発活動の推進

- ・「家庭系ごみの分け方と出し方」の作成・配布（※日本語版、英語、中国語、ポルトガル語版）
- ・市広報紙「市民と市政」等の紙媒体、ホームページ、SNS、町内回覧板（結ネット含む）、マスメディア等を活用した広報・啓発
- ・「とやま環境フェア」等の環境イベントでの広報・啓発
- ・市民団体と連携した消費者教育及び啓発の展開

③ 自主的・主体的な活動に対する支援と人材育成

- ・美しいまちづくり推進員（廃棄物減量等推進員）の育成
- ・表彰制度の継続的な実施
（美しいまちづくり推進功労者、各種団体、自治会等への表彰と公表）

2) 環境美化・生活環境保全の推進

① 不法投棄への対応
・不法投棄禁止の啓発（広報、町内回覧板、ホームページ、SNS、事業所説明会等）
・美しいまちづくり推進員等によるパトロールの実施
・県や警察と連携した不法投棄防止パトロールの実施
・不法投棄等の原因者に対する要請・指導
② 不適正処理への対応
・不適正処理、野焼き禁止の啓発（広報、町内回覧板、ホームページ、SNS等）、指導
・排出事業者、廃棄物処理業者に対する立入調査の実施
③ まちの環境美化への啓発・支援
・市広報紙「市民と市政」等の紙媒体、ホームページ、SNS、町内回覧板（結ネット含む）、マスメディア等を活用した広報・啓発
・ボランティア専用のごみ袋の作成・配布
・美しいまちづくり推進員等によるパトロールの実施
・環境美化運動の実施、SNSを活用した環境美化運動の拡大
・環境美化重点地区の指定
・環境美化協定（アダプトプログラム）の締結
・環境美化ボランティアの登録
・公衆便所の維持管理
・犬・猫等の死体処理（主として、飼い主が不明なもの）
・美しいまちづくり高岡市民連絡会議等の関係機関との連携
・海岸漂着物の適正処理、発生抑制対策の推進

3) 市民や関係機関との協力体制の確立

① 市民団体・自治会・事業者との連携
・地域で活動する市民団体、自治会、事業者と連携した循環型社会形成に向けた取り組みの推進
・廃棄物減量等推進審議会での循環型形成に向けた施策の検討
② 市関係部局との連携
・関係部局と連携した効率的、効果的な廃棄物行政の推進
③ 国・県・県内市町村・一部事務組合との連携
・広域的な連携による循環型社会形成に向けた取り組みの推進
・ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化の調査・研究

4) 公平性・透明性のある廃棄物行政の推進

① ごみ処理にかかる経費や処理量等の透明化
・ ごみ処理経費、排出量、再生利用率、埋立処分量等の公表（毎年度作成の清掃事業概要）
・ 「一般廃棄物会計基準」（国が定めた標準的な一般廃棄物処理事業のコスト分析手法）を踏まえた廃棄物会計の適宜改善
② 本計画の評価と見直し
・ 本計画に基づく実施計画の作成（毎年度作成の一般廃棄物処理実施計画）
・ 本計画の目標年度における評価と見直し

高岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
【改訂版】

2023（令和5）年3月

編集・発行 高岡市生活環境文化部環境政策課

〒933-0951 富山県高岡市長慶寺640番地

T E L 0766-22-2144

F A X 0766-22-2341

E-mail kankyo@city.takaoka.lg.jp

URL <http://www.city.takaoka.toyama.jp/>
